令和８年度

大阪府施策についての提言

～真に豊かな未来社会実装都市大阪の実現へ～

令和８年８月

大阪維新の会大阪府議会議員団

昨年、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）には延べ 2,900 万を超える人々が世界中から訪れ、最先端の技術と各国の英知が半年間にわたってこの地に集った。閉幕後の大阪には万博のレガシーとして世界各国との友好的な繋がりや先端技術の実証という実績が残されている。この成果は、これまで東京一極集中が自然な流れとなっていた日本において、大阪はもう一つの極となり得ると示すきっかけとなったと考える。

そして本年７月、国のかたちそのものが動いた。大規模災害時に東京圏の行政・経済機能を代替する区域を国が整備する副首都法が成立し、東京一極集中の国土構造から、複数の極が並び立ち支え合う多極分散型の国家へと、我が国は明確に舵を切った。明治維新から 158 年、東京をただ一つの中心としてきた前提が書き換えられようとするその結節点に、いま大阪は立っている。

もとより、副首都はその手続きをもって実現するものではない。求められているのは、首都圏に並び立つ経済的成長を実現し、首都機能の代替という重い役割を担いきれる都市経営を打ち立てること、そして同時に、大阪府民一人ひとりの暮らしの課題を解決し、Well-being を実現することである。その両輪を成し遂げてはじめて、大阪は副首都の名にふさわしい都市となる。

その実現に向け、我々は強力な広域行政体を築くべく、大阪都構想を描いている。広域行政を一元化し、成長戦略と住民サービスを一つの司令塔のもとで動かす。

二度の住民投票を経てもなお問い続けてきたこの制度改革こそが、副首都の位置づけを名実ともに引き受けるための土台となる。新たに生み出された副首都たる都市像の創造に向け、経済と府民のQOL の向上を名実ともに実現するべく我々も全力で取り組みを進めることを示したい。

本提言は、今後の大阪の副首都実現に向けた府政のあらゆる政策分野にわたって施策の方向性として示すものである。万博により示すことができた大阪の力を一過性のものに終わらせず、都市の骨格そのものへ実装し、新たな未来社会の都市デザインを創り、これをもって、グローバルに展開するモデルの形成の実現をめざす。そして、多極分散型国家を支える確かな一極としての大阪を、大阪全体の都市経営によって築き上げること。その成長の果実を府域のすみずみにまで行き渡らせることを期して、所属議員の総意として、以下のとおり提言する。

令和８年８月６日

大阪府知事
吉村　洋文　様

大阪維新の会大阪府議会議員団
代　　表　　西林　克敏
幹 事 長　　和田　賢治
政調会長　　前田　将臣
総務会長　　魚森　ゴータロー

★　最重点項目

- 副首都・大阪での組織体制
- 副首都・大阪にふさわしい防災機能拠点の形成
- 副首都・大阪における都市経営の在り方
- 副首都・大阪の都市経営を支える宿泊税の活用の在り方
- 副首都・大阪としてあるべき警察組織体制
- 副首都にふさわしい港湾機能の強化
- 「赤ちゃんいのちのバトン」事業に伴う受け入れ体制の強化および財政措置
- 教育完全無償化と公立高校を経営資源とする戦略的教育改革
- Global Startup EXPO 2026 を契機としたディープテック産業クラスターの形成

☆　重点項目

- 「国際金融都市・大阪」をめざす取り組み
- 世界に先駆ける新たな健康都市モデル「副首都・大阪モデル」の確立
- 夢洲 2 期と周辺ベイエリアの活性化
- 未来創造会議を核とした万博レガシー技術の社会実装支援
- リニア中央新幹線及び北陸新幹線の推進
- 生命(いのち)の安全教育の推進
- 大阪府立支援学校における教育の質の向上
- 海づくり大会について

目　次

1　東西二極の一極、副首都・大阪の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P６

1. 副首都・大阪での組織体制　★
2. 副首都・大阪にふさわしい防災機能拠点の形成　★
3. 副首都・大阪における都市経営の在り方　★
4. 副首都・大阪の都市経営を支える宿泊税の活用の在り方　★
5. 副首都・大阪としてあるべき警察組織体制　★
6. 副首都にふさわしい港湾機能の強化　★
7. 「国際金融都市・大阪」をめざす取り組み　☆
8. 世界に先駆ける新たな健康都市モデル「副首都・大阪モデル」の確立　☆

2　日本の成長エンジン都市・大阪　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P11

1. Global Startup EXPO 2026 を契機としたディープテック産業クラスターの形成　★
2. 夢洲 2 期と周辺ベイエリアの活性化　☆
3. 未来創造会議を核とした万博レガシー技術の社会実装支援　☆
4. リニア中央新幹線及び北陸新幹線の推進　☆
5. 新大阪駅エリアのまちづくり
6. 関空の機能強化
7. 消防の広域一元化
8. 大型アリーナ等を拠点とした誘客促進及び環境整備
9. 財政運営のあり方
10. 指定管理者制度によって運営している公の施設の在り方について
11. 基礎自治機能の充実強化
12. 府民理解を得る広報のあり方
13. 産業用地の確保に向けた都市計画手法の活用
14. スマートシティにおけるデータセンター立地戦略の推進
15. 大阪のデジタルインフラ整備について

3　成長し続けるグローバル都市・大阪　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P19

1. ギャンブル等依存症対策について
2. カーボンニュートラル技術の社会実装と次世代エネルギー拠点形成の推進
3. プラスチックごみ削減とバイオプラスチック製品の社会実装・産業化の推進
4. ペロブスカイト太陽電池の府域実装と産業化の推進
5. 空飛ぶクルマの社会実装と関連産業の集積
6. 建築物のバリアフリー化
7. CNP 形成戦略について
8. 開発許可(都市計画法第 29 条)の標準処理期間遵守について

4　子ども輝く未来創造都市・大阪　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P23

1. 「赤ちゃんいのちのバトン」事業に伴う受け入れ体制の強化および財政措置　★
2. 教育完全無償化と公立高校を経営資源とする戦略的教育改革　★
3. 生命(いのち)の安全教育の推進　☆
4. 大阪府立支援学校における教育の質の向上　☆

5. 大阪公立大学のさらなる環境充実
6. 支援学校における通学環境及び通学区域の改善について
7. 大阪府立学校における事故未然防止に全力を傾注した文化的で安全な施設整備
8. 府立学校における学びのデータ基盤の構築
9. 「チーム学校」の機能強化について
10. 教職員とその他子どもと関わる職員等の採用方法統一
11. 全教員へのハラスメント研修

5 誰もが健やかに暮らせる健康寿命都市・大阪 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
1. 医療現場の DX 化の推進（AI・デジタル医療の社会実装）
2. 府民の健康寿命延伸の強化に向けた取り組みの推進
3. 老朽化した大阪母子医療センターについて
4. 最新のがん治療法の充実
5. 医療的ケア児支援センター及び移行期医療支援センターの医療支援機能の強化について
6. 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者と家族が安心して地域生活が可能となる環境の充実について

6 犯罪のない災害・有事に強い安心安全都市・大阪 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P34
1. 弾道ミサイルを想定した避難訓練
2. 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクの交通ルール、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の周知等について
3. 自転車のヘルメット着用の推進
4. アドトラックに対する規制
5. SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺対策の強化について
6. ウィズユーおおさか（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）
7. 学校における平時からの感染症対策及び学習保障の充実について
8. 道路・河川及びブロック塀等における安全対策の強化

7 産業と自然が豊富で持続可能な都市・大阪 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P38
1. 海づくり大会について ☆
2. 都市型林業モデルの推進
3. 大阪農業の成長産業化

4．　鳥獣被害対策について

5．　人材確保・定着に向けた府内企業支援の強化

6．　持続成長型の都市公園の実現に向けた取り組みの推進

7．　地籍調査の推進

8．　食の安定供給について

1　東西二極の一極、副首都・大阪の確立

1．副首都・大阪での組織体制　★

副首都・大阪として、「Beyond EXPO 2025」のもと、産業活性化と観光振興の両面から大阪全体の経済成長を府域で一体的に推進する必要がある。

大阪府には既に戦略調整局が置かれ、「Beyond EXPO 2025」に位置づけられた成長施策の総合企画・調整を担っている。しかしながら、同局が現に担っているのは、Beyond EXPO 2025 にぶら下がる各部局事業の進捗把握と全体管理が中心であり、各部局の取り組みを束ねて一覧するにとどまっているように見受けられる。このことから、以下の取り組みを進めること。

既存の調整機能を活かしつつも、これを進捗管理の枠にとどめることなく、産業・観光・交通・都市計画・防災にまたがる課題に強力に対応するため、部局横断の推進体制を構築すること。この体制は特定部局に属さず、関係部局から専任職員を集めた実行組織とし、分散した権限と情報を集約したうえで、市町村との連携・調整、規制・制度課題への対応と国への働きかけ、民間投資の誘発と企業誘致、効果検証までを一体的に担うものとすること。

また、副首都をめざすにあたり、大阪市域のみならず、大阪府域全体として成長を実現するための施策展開が喫緊の課題である。ついては、地域資源・立地ポテンシャル・産業構造を踏まえた投資計画を策定し、高速道路インターチェンジ周辺など立地ポテンシャルの高い区域での産業用地の戦略的確保、万博レガシー技術・ヘルスケア・カーボンニュートラル等のディープテック分野の実証・事業化拠点の、大規模用地を擁する南大阪をはじめとする府域全体への分散配置など、府域がそれぞれの個性をもって成長することを可能とする投資に取り組むこと。

観光面では、海・川・山や歴史文化資源を活かした既存構想（サイクリング施策、山のおもてなし、大阪広域ベイエリア構想、大阪都市魅力創造戦略 2030）を理念にとどめず具体化し、各エリアの自然・食・歴史文化・産業・文化芸術・スポーツ等を組み合わせたストーリー性ある周遊ルートへ磨き上げ、観光動線を大阪市中心部から府域全体へ拡大すること。宿泊税の活用による市町村支援、交通・観光事業者との連携、デジタルによる情報発信、エビデンスに基づく効果検証を一体的に進め、観光消費額の拡大・滞在時間の延伸・周遊率の向上を図るとともに、投資計画と連動させて来訪需要を産業立地や雇用創出につなげること。

これらを実効あるものとするため、大阪府と市町村の協議の場を設け、まちづくり・産業誘導・観光振興・交通インフラ整備の方向性を共有すること。市町村の主体的な取組を大阪府が伴走支援しつつ、広域的な調整を要する課題は大阪府が主導して対応するなど最適な体制を構築すること。

2. 副首都・大阪にふさわしい防災機能拠点の形成 ★

今年２月の副首都推進本部会議でとりまとめられた「大阪の副首都構想」では、非常時に首都機能をバックアップする副首都を実現するため、国に求める具体的措置として、大手前地区の府有地を活用した、国・府の合築による「（仮称）副首都庁合同庁舎」を整備する提案が盛り込まれた。この合同庁舎に配置される機関のイメージとして、国の出先機関と府の成長戦略部門・産業振興部門が一体となって施策を推進することや、国の防災庁・消防庁の地方拠点と府の危機管理部門とが相互連携を図ることなどが記されている。

折しも、今国会において、今年 11 月発足をめざすと報道されている防災庁について、設置関連法案が可決・成立したところであり、今後は全国の道府県において地方拠点設置に向けた誘致活動が活発化することが見込まれるが、副首都をめざす大阪こそがその拠点にふさわしいことは論を俟たない。大阪への防災庁地方拠点誘致を確実なものとし、副首都庁合同庁舎整備を通じた副首都・大阪にふさわしい防災機能拠点を大手前地区に形成すること。

また、大阪府の防災、減災に関しては、大阪府強靱化地域計画のもと、いかなる自然災害が起こっても人命を守るとともに、都市・社会が機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保することを目的に様々な取り組みが行われているが、横断的な進捗管理と全体の評価ができていない。そのため、副首都にふさわしい防災力を保つためにも、現在進めている防災、減災の取り組みに横串を通した進捗管理、評価の見える化に取り組むこと。

3. 副首都・大阪における都市経営の在り方 ★

副首都をめざす大阪においては、「Beyond EXPO2025」をはじめとする成長戦略を、急速に変化する時代の中で着実に実行していく必要がある。そのためには、行政が自ら担うべき機能と、外部の専門組織に委ねるべき機能を明確に切り分け、両者が連携する新たな都市経営の在り方を確立しなければならない。そのため、以下について取り組むこと。

（１）政策立案から戦略構築に至る都市経営の中枢機能は行政自らが担う必要があることから、大阪府は、 都市の将来像の設計、施策の優先順位付け、投資判断、財源配分、効果検証といった意思決定の中核を担う専門人材の確保・育成について一層強化すること。

（２）戦略を着実に成果へと結実させるため、実行機能については、大阪府の方針と財源の枠組みの下で、機動的に事業を遂行できる外部の専門組織を積極的に活用すること。これら外部の専門組織の活用にあたっては、都市経営全体を単一の組織に委ねるのではなく、観光、産業振興、まちづくり、エリア開発など、解決すべき実行上の課題を起点として、その特性によって、課題に見合った最適な組織形態（外郭団体、地方独立行政法人、官民連携組織、業務委託等）を柔軟に選

択すること。ただし、技術の移り変わりが激しい IT 分野などでは、一連の業務の流れをまとめて専門事業者に任せる手法（BPO 的手法）の積極的な活用を検討すること。

取り組みの推進にあたっては、大阪府はこれら実行組織全体を束ねる司令塔の役割を担うこと。具体的には、実行を担う組織・事業者に対して目標を示し、進捗と成果を管理する全体の統括役へと軸足を移し、プロジェクトマネジメント業務の効率化と政策立案機能の強化を同時に実現することとし、行政が「自ら実行する立場」から「戦略を描き、全体を束ねる立場」へと役割を転換することで、都市経営の質を高めること。

４.　副首都・大阪の都市経営を支える宿泊税の活用の在り方　★

宿泊税は、大阪の都市魅力向上と観光振興を支える重要な自主財源である。令和 7 年度の制度改正により税収の大幅な増加が見込まれる中、その使途については、これまで以上に明確な説明責任と効果検証が求められる。

大阪の観光は、これまで大阪市域を中心とした集客に強みを発揮してきた一方で、府域全体への来訪者の広がりや周遊、滞在の分散という点では、なお伸びしろを残している。宿泊税の増収を、特定地域に集中した単年度の集客施策に充てるのではなく、府内 43 市町村の観光資源を結び、来訪者を府域全体へと誘導する中期的な観光基盤づくりに投資していくことが重要である。副首都・大阪にふさわしい観光は、大阪市を訪れる観光から、大阪府全体を巡る観光へと転換し、広域都市圏として一体的に魅力を発揮するものでなければならない。

しかし、現状では、宿泊税活用事業の効果が定性的な把握にとどまり、府域全体としてどのような観光の成長につながったのかを中期的に検証する視点が十分とは言い難い。個々の事業を単年度で達成しやすい水準にとどめて評価するのではなく、複数年度にわたる府域全体の観光の変化を捉える視点が求められる。

副首都・大阪の実現に向けては、税収規模の拡大そのものではなく、その財源をどのように府域全体の観光の成長へ投資し、複数年度にわたってどのような成果を生み出したのかを府民、納税者、事業者、市町村に分かりやすく示すことが重要である。不透明さが残るままでは、宿泊事業者や宿泊者の理解を得ることは困難であり、制度の持続性にも影響を及ぼしかねない。

そのため、大阪府においては、来訪者数、宿泊者数、観光消費額、周遊率、滞在時間、満足度、リピーター率などのデータを府域全体の中期的な成果指標として整理し、宿泊税活用事業がこれらの向上にどのように寄与しているかを継続的に検証・改善する仕組みを構築すること。その際、個々の事業について単年度で達成しやすい数値目標を積み上げることを目的とするのではなく、事業の目的や対象、期待される成果を明確にした上で、府域全体の観光の成長という中期的な視点から効果を評価すること。あわせて、宿泊税を単なる観光財源として扱うのではなく、副首都・大阪の都市経営を支

える政策投資財源として位置付け、府域周遊の活性化に資する形で、EBPM に基づく透明性の高い活用モデルを確立することを強く求める。

5．副首都・大阪としてあるべき警察組織体制 ★

大阪が副首都になった場合、政府機関、外国公館が設置されることになり、これまで以上に要人警護の体制が重要である。首都機能のバックアップを担うことは、同時にテロやスパイ活動、サイバー攻撃のリスクも高まることが懸念される。

そのため、有事の際には首都機能を維持するための警察組織であることを踏まえ、近隣府県警とのより強い情報共有や連携体制を含めて、適切な組織づくりに取り組むこと。また、副首都に相応しい警察組織体制を作るにあたり、AI カメラを活用した交通違反の取り締まりの自動化など、デジタルで省力化できるところは推進し、マンパワーを副首都化に伴い必要または拡充すべき部分へ配置すること。

6．副首都にふさわしい港湾機能の強化 ★

大阪のベイエリアは、産業集積、港湾物流、国際観光、防災・危機管理など、多様な機能と高いポテンシャルを有しており、副首都として日本の成長を牽引する重要なエリアである。

大阪が東京と並ぶ西日本の中枢都市として持続的な発展を遂げるためには、「Beyond EXPO 2025」のもと、大阪・関西万博の効果をベイエリア、さらには府域全体へ波及させ、副首都・大阪の価値を高めていくことが重要である。そのためには、広域的な視点により、ベイエリアの将来像を描き都市基盤としての港湾機能の強化を図ることが必要である。

港湾ごとに管理者が異なるため、大阪湾全体での一体的なゾーニングや機能再編が容易でないことは理解するが、管理者の違いによる個別最適にとどまることなく、物流、観光、産業、防災、エネルギー、食料供給などの観点から、将来の大阪湾に必要となるベイエリアのまちづくりを整理することが重要である。そのため、大阪府として、国や関係市町、港湾管理者、民間事業者等との連携を深め、広域的な観点から港湾機能のゾーニングと適正配置について段階的に検討を進めること。

7．「国際金融都市・大阪」をめざす取り組み ☆

国際金融都市大阪の実現に向けては、これまで金融・資産運用特区の指定、ワンストップサポートセンターの設置、拠点設立補助金や地方税の課税特例など、金融系外国企業等の進出環境の整備が進められてきた。今後は、この基盤を土台として、世界の資金・人材・情報を大阪に呼び込む国際競争力の一層の強化を図る必要がある。

このため、海外の金融機関や高度人材が言語の壁なく活動・生活できるよう、行政手続や許認可の英語対応、契約・法務など金融実務における文書の国際標準への対応、生活インフラの多言語対応など、言語環境のさらなる高度化を推進し、円滑に活動できる環境整備を一層進めること。

あわせて、金融系外国企業等の誘致については、引き続き戦略的かつ強力に推進するとともに、進出件数のみならず、海外の成長資金の呼び込みや在阪企業との協業による経済効果の創出を重視し、その成果を客観的な指標により検証しながら取り組むこと。また、東京との役割分担・差別化を明確にしつつ、大阪がアジアの成長資金と関西の産業・研究シーズを結ぶ国際的な中継拠点として、資金・人材・情報の流動性を高める機能を一層発揮するための取り組みについて、国の金融・資産運用特区の枠組みの中で明確に位置付け、高度金融人材の在留資格要件の緩和、金融イノベーションの促進に係る規制の見直し、投資環境の整備に資する税制措置など、府の権限だけでは実現できない事項については特区の枠組みを活用し、国に対し継続して制度改正等の対応を強く求めること。

加えて、高度外国人材とその家族が安心して生活し、住み続けたいと感じられる環境の整備を進めること。とりわけ、教育環境の充実は、金融系外国企業等や高度人材の誘致・定着に不可欠であることから、府が実施した高度外国人材に係るインターナショナルスクールのニーズ調査の結果を踏まえ、認知度と教育水準の高いインターナショナルスクールの誘致に向けて、都心部を含めた立地確保などを支援し、教育機関の地域的な偏りにも配慮しながら、調査段階から実行段階へと移し、着実に推進すること。

８．　世界に先駆ける新たな健康都市モデル「副首都・大阪モデル」の確立　☆

大阪では、「データで広げる健康といのち」を掲げ、スーパーシティの取り組みや PHR を活用したスマートヘルスの社会実装が進められている。また、大阪・関西万博では「REBORN」をテーマとする大阪ヘルスケアパビリオンをはじめ、AI、ライフサイエンス、再生医療など、大阪が強みを有するヘルスケア分野の最先端技術と取り組みが国内外へ発信された。これらの成果は万博限りのものではなく、副首都・大阪を支える新たな都市機能として継承・発展させることが重要である。

今後は「病気になってから治療する社会」から、「健康なうちから支え、病気を予防する社会」への転換が不可欠であり、副首都・大阪がそのモデルを全国に先駆けて構築すべきである。

現在、府では、健康データを安全かつ本人主体で管理・活用するための基盤づくり、具体的には WEB3 型 PHR 連携基盤の認証基準やスマートヘルスアプリの認証制度の整備を進めている。

ついては、予防医療の社会実装に向けた第一歩として、府民一人ひとりが自らの健康データを主体的かつ安全に管理・活用できる WEB3 型 PHR 連携基盤やスマートヘルスアプリに係る認証制度の早期確立に取り組むこと。あわせて、WEB3 型 PHR 連携基盤の実装を進めることにより、PHR の個人主権、信頼性、安全性、相互運用性を高め、民間事業者の参入やサービスの普及、府民への社

会実装が進んでいくよう、スタートアップの発掘から実証、実装、事業化までを一体的に支援する仕組み等を強化すること。

また、こうした基盤が確立されれば、ウェアラブルデバイスや AI 等を活用し、一人ひとりの健康状態や生活習慣に応じて、運動、食事、睡眠、服薬、入浴、受診勧奨などを最適に支援する「パーソナル健康支援」が可能となる。これを日常の健康づくりから受診・重症化予防までを切れ目なく支える予防医療へと発展させるため、府民本人の同意のもとで健康データをどう安全に利活用するか、また医療機関、薬局、介護、スポーツ、民間ヘルスケアサービス等との連携をどう進めるかについて、関係機関との協議や必要な法制度・ルールの検討を含め、実装に向けた具体的な取り組みを段階的に進めること。

2　日本の成長エンジン都市・大阪

1.　Global Startup EXPO 2026 を契機としたディープテック産業クラスターの形成★

令和 8 年 10 月に開催予定の Global Startup EXPO 2026（以下、GSE2026）は、大阪・関西万博で生まれた機運とネットワークを継承し、ディープテック分野における新産業創出と産業クラスター形成をめざす重要な取り組みである。

知事会見においても、バイオ・ヘルスケア、AI・先端ロボット、フュージョンエネルギー、量子、半導体・通信、宇宙などを対象に、世界的研究者による講演、ピッチコンテスト、展示会、商談会等を実施し、国内外の起業家、投資家、大学、研究機関、企業が集う場とする方針が示された。

この機会を、単なる大規模イベントや一過性の機運醸成にとどめず、開催前から府内企業、大学発スタートアップ、研究機関、投資家等とのマッチングを進め、GSE2026 で生まれた商談、投資、共同研究、実証案件については、イベント終了後も継続的にフォローし、府内での実証、事業化、拠点設置、雇用創出につなげること。

特に、万博で披露された未来技術、大阪ヘルスケアパビリオンに参加した府内中小企業、大学・研究機関発の技術シーズ、ペロブスカイト太陽電池などのカーボンニュートラル技術、再生医療、空飛ぶクルマなどを重点分野として、GSE2026 と府の成長産業施策を連動させ、GSE2026 を、万博後の大阪が世界のスタートアップ、投資家、研究者、企業を呼び込み続ける国際的なディープテック・プラットフォームへ発展させることを求める。

2.　夢洲 2 期と周辺ベイエリアの活性化　☆

夢洲第 2 期区域においては、万博で実証された未来技術が動き続け、府民も世界の来訪者も日常的に集う「24 時間観光都市」として形成すべきである。MICE 機能などを有する第 1 期 IR と連携

し、第２期区域は万博レガシーを実装稼働させ、府内外の方々が繰り返し訪れたいと思える場とする必要がある。

ついては、夢洲を単独の目的地で終わらせず、舞洲・咲洲・天保山を役割で結ぶ湾岸都市圏の中核と位置づけ、シンガポール・マリーナベイに倣った「湾を一体で回遊させ滞在時間を最大化する」水辺の都市モデルを大阪湾で先行実現することをめざし、以下を強く求める。

（１）記念館・大屋根リング・静けさの森の樹木の保存は"モノ"の継承にとどまりやすい。記念館をはじめとする記念公園ゾーンにおいても、万博の記憶の展示のみにとどまることなく、万博で披露された最先端技術の情報発信や、ビジネスや文化等の交流の場の創出を開業時点で実現できるよう具体的に検討すること。

（２）夢洲アクセスは大阪メトロ中央線に依存し、万博開催中のピーク時は２分半間隔で運行していたが、中央線が運転見合わせとなった際には、多数の方々が移動できず夢洲内に滞留した。将来の IR 開業や第２期区域の開発により集客が見込まれるが、単一路線依存のリスクは残されたままである。昨年８月に夢洲アクセスとして費用対効果等の観点から優位性が確認された JR 桜島線・京阪中之島線延伸について、今後、事業化に向けた検討の深度化を着実に進めること。

（３）万博閉幕（2025 年秋）から IR 開業（2030 年秋頃）までの約５年間、夢洲への来訪と交通需要は落ち込む。工事関係者頼みで放置せず、区域内で先行する技術実証・イベント・暫定にぎわい施設を工程に明記し、誰が・いつまでに・何を担うかを含めた空白期間における活用方針を策定すること。

（４）大屋根リング改修費（試算約 40 億円）・管理運営費（試算年約 1.5 億円）、記念館の管理運営費には、万博剰余金（最大約 370 億円）が充てられる。一方、記念公園（約 2.9ha）・記念館は大阪市が整備主体となり財源は府市負担を原則折半として、国の交付金や補助金、個別企業の協力を検討することとされている。また、記念公園の管理運営は大阪市が行い、その財源は民間資金の活用も検討することとしているところである。今後、府市統合も見据え、府の負担だけでなく府民・市民の負担の最小化について、努力目標で終わらせず確実な実現に向けて、事業手法や民間資金の活用などの検討を進めること。

（５）舞洲・天保山・築港は、夢洲・咲洲と近接する立地を活かし、ベイエリア全体の回遊性・滞在性・にぎわいを支える重要拠点として明確に位置づけ、舞洲のスポーツ・物流・環境・防災機能、天保山の観光資源を、夢洲 IR・第２期区域・咲洲コスモスクエア地区と結びつけ、来訪者が湾岸内で長時間滞在・回遊する動線を府市一体で設計するとともに、土地利用・アクセス改善・民間活力導入を湾岸都市圏全体の回遊戦略として一体的に深めること。

3. 未来創造会議を核とした万博レガシー技術の社会実装支援 ☆

万博で披露された最先端技術を府民生活の向上、府内企業の成長、雇用創出、新産業の形成につなげていくためには、未来創造会議の枠組みを実効性あるものにしていくことが重要である。

未来創造会議において選定されるプロジェクトについて、府は単に会議体に参画するだけでなく、社会実装に向けた課題整理、関係部局・市町村との調整、規制・制度面の課題把握、府内企業とのマッチング、国への要望などを通じて、しっかりと伴走支援すること。

特に重要なのは、実証フィールドの確保である。府有施設、府営公園、道路空間、港湾、河川、下水道施設、学校、病院、山間部、湾岸部、夢洲などを実証フィールドとして整理し、企業やスタートアップが活用しやすい仕組みを構築し、府内での事業化、府内企業の参画、民間投資の誘発、雇用創出、府民サービスの向上までを成果として追うこと。

4. リニア中央新幹線及び北陸新幹線の推進 ☆

リニア中央新幹線の早期実現は、ビジネスや観光需要の拡大による多大な経済効果をもたらすとともに、東海道新幹線との二重系統化による国土強靭化や、大規模災害時におけるリダンダンシーの確保、さらには首都機能のバックアップの観点からも極めて重要な国家プロジェクトである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）」においては、「最速 2037 年の全線開業に向けた財政投融資による支援も踏まえ、できる限り早期の全線開業」と記載されており、副首都・大阪の実現と西日本全体の成長・発展を力強く牽引するためにも、リニア中央新幹線の東京・大阪間の一日も早い全線開業に向け、国に対し強力な働きかけを行うこと。

また、北陸新幹線の延伸については、与党整備委員会により、今年 7 月、早期開業への合意形成に向けたルート案として小浜・京都ルートの桂川案（小浜・桂川ルート）でとりまとめられた状況を踏まえ、早期全線開業の実現に向け、国や関係機関に対して積極的な働きかけを行うこと。

5. 新大阪駅エリアのまちづくり

新大阪駅エリアは国の「都市再生緊急整備地域」に指定されており、通常の開発に比べ規制緩和と財政面での優遇措置が適用され、ポテンシャルの高い大規模な投資・開発を実行できる強みを持っている。次年度は評価の時期にあたり、今後の新大阪のまちづくりの重要性はさらに増している。

副首都化を目指す中で新大阪が広域交通の一大ハブターミナルとなることを見据えれば、その観点からもまちづくりの加速は不可欠であり、行政のインフラ整備と民間の開発を融合させた取り組みを一段と加速させる必要がある。

ついては、まずは現状の交通混雑や JR 連絡線などの課題を解消し、インフラのポテンシャルを最大限に活かし、副首都にふさわしい国際ビジネス・都市機能を実装させること。

また、これまでの取り組みについては一定評価するものの、今後、北陸新幹線やリニア中央新幹線の動向に伴う駅位置に関する議論があるとしても、さらなる都市開発に向け、官民一体となった取り組みを一層加速させること。

6. 関空の機能強化

関西国際空港が世界に伍する国際空港となるよう、大阪・関西万博の開催に合わせて容量拡張した年間発着回数 30 万回の実現に向け、未就航路線の開拓を重点課題として位置付けるとともに、コロナ禍で運休・廃止となった路線の復便や新規路線の誘致に向けたエアポートセールスを一層強化すること。

併せて、利用者ニーズに即した環境整備を推進する観点から、例えば駐車場の容量拡張やターミナル内の子どもの遊び場の整備など、空港利用者のさらなる利便性向上に資する取り組みを推進すること。

7. 消防の広域一元化

消防については、これまでの広域化の進展を踏まえ、令和 7 年 3 月に「大阪府消防広域化推進計画」が一部改定され、地域の実情を踏まえた 7 つのブロックを基本として広域化が進められている。

今後は、更なる広域化（ブロック化・一元化）に向けて、各市町村に対し、課題や推進に必要な条件について引き続き聞き取りを行うとともに、各ブロックを俯瞰する組織の構築を進めながら、副首都にふさわしい大阪府消防の広域一元化組織体制について検討を進めること。

8. 大型アリーナ等を拠点とした誘客促進及び環境整備

現在、大阪府・市は世界中から人・モノ・投資を呼び込む「国際エンターテインメント都市」の実現を目指しており、その基盤となる受入環境の整備は不可欠な最優先課題である。

折しも、大阪府が主導する万博記念公園での国際標準の大規模アリーナ整備をはじめ、大阪市内においても民間主導による複数のアリーナ計画が進行している。さらにベイエリアでは、2025 年大阪・関西万博の跡地開発や、2030 年秋の開業に向けたカジノを含む統合型リゾート（IR）の整備が本格化する。

これら府内に誕生する複数の大型アリーナ等の拠点を府内の豊かな観光資源と有機的に結びつけることで、国内外からの強力な誘客促進へと繋げ、同時に地域住民や利用者に永く愛される施設として、周辺環境も含め整備・発展させること。

9. 財政運営のあり方

令和８年度の臨時財政対策債は、昨年度に引き続き新規発行額が計上されないことになり、残高は大きく縮減しているものの、財源不足額は依然として巨額である。 国に対して、地方交付税の法定率引上げを粘り強く求めることにより、臨時財政対策債に依存しない持続可能な財政運営を実現する道筋を付けるとともに、将来的には地方交付税に依存しない不交付団体をめざすこと。

10. 指定管理者制度によって運営している公の施設の在り方について

昨今の物価上昇や人件費・光熱費の高騰により、指定管理者制度における施設運営は厳しい状況にある。とりわけ中之島図書館においては、応募ゼロにより令和８年度から直営に移行せざるを得ない状況となっている。

この事象は、指定管理者制度という運営手段の限界を示すと同時に、より根本的な問いを投げかけている。すなわち、これらの指定管理者制度を導入している公の施設を今後も大阪府が公として持ち続けるべきなのか、それとも市町村へ機能を移管すべきなのか、民間へ機能を分散し官民連携で担うべきなのか、あるいは完全に民間運営へ委ねるべきなのかという観点もあり、府の指定管理者制度を導入した公の施設としての在り方を見直し続ける必要があると考える。指定管理者制度はあくまで施設を運営するための手段であり、その運用の巧拙を論じる前に、施設の在り方そのものを問い直さなければならない。

そのため、これらの施設について、現在の府民ニーズに適合しているかを検証し、府が公として保有すべきか、市町村や民間に委ねるべきかを含めて在り方を整理したうえで、そのサービスを必要とする府民がより均等にサービスを享受できる手法を追求すること。

そのうえで、大阪府が公として引き続き保有・運営すべきと整理された施設については、事業者のノウハウ蓄積によるサービスの安定性確保及び投資回収可能性の観点から、指定期間の長期化や物価スライド制の導入について具体的に検討を進めること。

11. 基礎自治機能の充実強化

大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例が制定され、令和７年３月には、基礎自治機能充実強化基本方針が策定された。

こうした中、令和７年度から府域で新たに２つの協議体が、また南大阪の首長による会議の場が設置されるなど、基礎自治体が自らの将来像を描く動きが芽生え始めている。

市町村の課題やニーズを踏まえ、基本方針に基づく各種施策の進捗管理を行い、将来予測に必要な情報提供、広域連携のさらなる促進、自主的な合併への支援など、財政措置も含め具体的な施策を実施していくこと。

また、国に対しても、基礎自治機能の充実強化に向けた、さらなる広域連携の推進や自主的な市町村の合併の円滑化のための財政措置など、必要な対策や支援を求めていくこと。

さらに、基礎自治機能の充実強化に関する施策を強力に推進できるよう、大阪府の組織体制の充実と強化を図ること。

加えて、府民に対しては、基礎自治機能の充実強化に関する気運醸成や理解の促進に努めること。

12. 府民理解を得る広報のあり方

現在の行政広報においては、チラシやパンフレット、X（旧 Twitter）、Instagram など、多様な媒体を活用した情報発信が行われているものの、その取り組みが府民の具体的な行動変容や政策目的の実現にどの程度結び付いているのかについては、十分な効果測定が行われているとは言い難い。

東京都では、政策目的の実現を見据え、ターゲットや媒体を明確にした戦略的な広報を全庁的に展開するとともに、データ分析を活用した効果検証を行い、広報施策の継続的な改善につなげている。大阪府においても、府政情報を広く発信するだけでなく、政策効果の最大化を目的とした戦略的な広報体制を構築すべきである。

ついては、現状の認知度やリーチ数などの「認知 KPI」に加え、施策への理解度を測る「理解 KPI」や、制度利用、イベント参加、行動変容などを把握する「行動誘導 KPI」を設定し、それぞれの達成状況を適切に把握・評価すること。

あわせて、これらの KPI を可視化するとともに、媒体別・ターゲット別の広報効果を多面的に分析・検証する仕組みを全庁的に整備し、EBPM の考え方も踏まえながら、副首都にふさわしい戦略的な広報体制を構築することで、行政サービスを必要とする府民に確実に情報が届き、理解と行動につながる、効果的かつ実効性の高い広報戦略を推進すること。

13. 産業用地の確保に向けた都市計画手法の活用

産業用地の確保については、大阪の持続的な成長と企業立地の促進を図るうえで重要な課題である。府内では、既成市街地における工場跡地や未利用地が限られている一方、老朽化した工場・物流施設の建て替え需要や、成長産業・先端産業の立地ニーズは今後も高まることが見込まれる。こうした需要を的確に受け止められる産業用地を確保できなければ、企業の府外流出や新たな投資機会の逸失につながるおそれがある。

令和 7 年 10 月に一部改定された府域の都市計画区域マスタープランにおいても、幹線道路沿道等の大規模低未利用地における産業拠点の形成や、主要幹線道路沿道等における工業・流通

業務施設等の産業誘導が位置づけられている。こうした方針を踏まえ、人口減少社会においてむやみに市街地を拡大するのではなく、交通利便性や周辺環境との調和、事業の実現性を見極めながら、立地ポテンシャルの高い区域において、計画的に産業用地を確保していく必要がある。

そのため、市町村のまちづくり方針に位置づけられ、土地区画整理事業や地区計画等による基盤整備が見込まれる区域については、市街化区域への編入や編入を保留する制度、市街化調整区域における地区計画など、都市計画手法を柔軟かつ戦略的に活用し、まとまった規模の産業用地の確保を進めることを求める。あわせて、府内外の企業ニーズを的確に把握し、市町村や経済団体、金融機関等とも連携しながら、用地確保と企業誘致を一体的に進める体制を強化すること。

また、産業用地の確保にあたっては、農地・緑地の保全、周辺住環境への配慮、防災性の向上、緑化の推進等を前提とし、単なる土地の開発にとどまらず、成長産業・先端産業・物流関連産業等の誘致につながる質の高い産業拠点の形成を図ること。これにより、地域経済の活性化、雇用創出、企業の府外流出防止、さらには大阪全体の産業競争力の強化につなげること。

加えて、木材コンビナート貯木場の利活用の方向性として、埋立事業を想定され、調査が進んでいるところである。この区域については、大阪府の産業集積地としても有用であり、今後の先端産業の誘致や、物流拠点の展開など、大きなポテンシャルを秘めていることからも地元市町との連携を深め、大阪府において主体的な事業化に向け取り組みをさらに加速すること。

14.スマートシティにおけるデータセンター立地戦略の推進

大阪府では、大阪広域データ連携基盤 ORDEN をはじめとするソフト基盤の整備が進められる一方、データセンターなど物理的なデジタルインフラの立地も民間主導で進展している。令和 8 年 1 月には KDDI がシャープ堺工場跡地に「大阪堺データセンター」を稼働させ、隣接区画ではソフトバンクも大規模なデータセンター整備を計画している。北大阪においても、NTT データがデータセンターの建設を進めている。

また、令和 8 年 4 月には、「大阪デジタルインフラ協議会」を設置し、「大阪デジタルインフラ整備計画」の策定にも取り組み、データセンター誘致を所掌する体制を整えているが、既に複数の協議体・担当部局が存在することから、今後は新たな組織を設けることよりも、既存の枠組みの役割分担と実行性を高めることが重要である。

一方、ORDEN のようなデータ連携基盤と、データセンターのような物理的インフラは、いずれもデジタル社会を支える基盤ではあるものの、必要となる投資、評価指標、環境負荷、責任の所在は異なる。両者を一体のものとして扱うのではなく、それぞれの目的と特性に応じて、適切に政策を推進・評価する必要がある。

また、データセンターの立地は、産業集積や税収などの経済効果が期待される一方、電力・用水の確保、脱炭素、排熱、災害対応、土地利用、地域との共生など、長期的に検討すべき課題を伴う。国においても、デジタルインフラの地方分散、脱炭素電源の確保、排熱の有効利用、地域への便益の可視化などが議論されている。

ついては、大阪府におかれては、スマートシティ戦略とデータセンター立地戦略をそれぞれの目的と特性に応じて整理し、既存の協議体や担当部局の役割を明確にしながら、デジタルインフラ政策全体の実行性を高めること。

特に、データセンターの立地については、電力・用水などのインフラ制約、脱炭素、排熱、災害対応、土地利用、地域経済への波及効果などを総合的に評価する仕組みを整え、候補地の選定や事業者への支援の根拠を明確にすること。また、事業者への支援に際しては、環境負荷の低減、防災・事業継続性の確保、地域との共生を適切に考慮する仕組みを検討すること。

さらに、ORDEN をはじめとするデータ連携基盤の整備と、データセンターなど物理的なデジタルインフラの整備について、それぞれの目的、成果、課題を適切に把握できるよう、政策評価と議会への報告を整理して行うこと。これにより、デジタル基盤の整備を経済成長と防災力・府民サービスの向上につなげること。

15.大阪のデジタルインフラ整備について

（１） 副首都・大阪の実現に向けては、43 市町村をはじめとする多様な主体がデータを安全かつ円滑に連携し、府民サービスの向上や行政の効率化、新たなサービスの創出につなげるデータ連携基盤の構築が重要である。大阪広域データ連携基盤（ORDEN）は、こうした大阪のデジタル社会を支える基盤として、今後さらに重要な役割を担うことが期待される。

一方、ORDEN については、運用開始から一定期間が経過したものの、参画自治体や利用者の拡大は当初の想定を下回っており、府民や自治体にそのメリットが十分に実感されている状況とは言い難い。このままでは、大阪全体を支える広域的なデータ連携基盤として十分な機能を発揮できるのか危惧されるところである。

また、国におけるマイナポータルの機能拡充や、各市町村におけるオンライン申請をはじめとするデジタルサービスの充実が進む中、ORDEN についても、他の行政サービスとの役割分担を明確にするとともに、広域自治体である大阪府だからこそ構築できるデータ連携のあり方を追求し、府民・自治体・民間事業者がそのメリットを実感できる基盤へと発展させていく必要がある。

このため、利用実績や参画状況、自治体や民間事業者のニーズ等を十分に検証するとともに、参画が進まない要因や利用拡大に向けた課題を明らかにすること。その上で、43 市町村との連携を一層強化し、行政分野にとどまらず、官民が保有するデータの連携や利活用を促進することで、

ORDEN ならではの具体的なユースケースを創出し、大阪全体のデータ連携を支える強固で実効性のある基盤へと発展すること。

さらに、事業全体の見直しが予定されている令和 9 年度末を待つことなく、令和 8 年度中にこれまでの取り組みを検証し、今後 ORDEN が担うべき役割と将来像を改めて明確にするとともに、その実現に向けた必要な改善を速やかに講じること。

（２） 副首都・大阪が我が国の成長をけん引し、世界から人材・企業・投資を呼び込む都市となるためには、AI やデータ活用を支えるデジタルインフラを都市の基幹インフラとして戦略的に整備することが不可欠である。近年、AI やクラウドサービスの急速な普及に伴い、データセンター、通信網、電力供給などのデジタルインフラは、産業競争力や都市の成長を左右する重要な社会基盤となっている。

そのため、大阪デジタルインフラ協議会を中心に、データセンターの集積促進、電力・通信インフラの強化、規制緩和、行政手続のワンストップ化など、民間投資を呼び込む環境整備を着実に進めるとともに、国とも連携しながら、副首都・大阪にふさわしい広域的なデジタルインフラの形成を推進すること。

また、都市 OS である ORDEN については、整備そのものを目的とするのではなく、府民サービスの向上や行政の効率化という本来の目的に立ち返り、その成果を客観的に検証する必要がある。

検証結果を踏まえ、国や市町村との役割分担を明確にしながら、必要な機能への重点化や抜本的な見直しを進めることで、持続可能で実効性の高い都市 OS として再構築すること。

デジタルインフラは道路や港湾と並ぶ都市の基幹インフラである。大阪府においては、デジタル技術の社会実装を支える基盤整備を着実に進めるとともに、副首都・大阪の都市競争力と持続的な成長を支える戦略的なデジタルインフラの構築を強く求める。

3　成長し続けるグローバル都市・大阪

1．ギャンブル等依存症対策について

第 3 期ギャンブル等依存症対策推進計画では、相談支援、人材育成、回復支援など総合的な取り組みを推進することとされており、その中核を担う（仮称）大阪府依存症センターには、相談者や家族、医療・福祉・司法・民間支援団体などが必要な支援へ円滑につながり、相互に相談・連携できる総合的な相談・連携拠点としての役割が求められる。

依存症は、処方薬など医療による治療の選択肢が広がりつつあるものの、医療だけで回復が完結するものではない。依存症からの回復には長い時間を要し、再発防止や社会復帰に向けては、本人や家族に対する心理的支援や社会的支援を継続的に行うことが極めて重要である。

また、ギャンブル等依存症では、多重債務や生活困窮などの問題を併せて抱えるケースもあることから、法律相談や債務整理などの法的支援と並行して、本人や家族へのメンタルケアを継続的に提供できる体制を整備することが必要である。

一方で、現状では医療機関による治療と、回復施設や自助グループ、障がい福祉サービス事業所などが担う心理的・社会的支援との間に十分な連携が図られているとは言えず、支援が途切れてしまうことも課題となっている。

このため、（仮称）大阪府依存症センターにおいては、医療モデルと心理・社会モデルの橋渡し役として、医療機関、相談支援機関、法律専門職、自助グループ、回復支援団体、障がい福祉サービス事業所など、多様な支援資源との連携をコーディネートし、相談から回復支援まで切れ目のない支援体制を構築すること。

また、新たな回復施設の整備のみを前提とするのではなく、現在活動している回復支援団体や自助グループ、障がい福祉サービス事業所など既存の地域資源との連携を一層強化し、それぞれの専門性を生かした支援ネットワークの充実を図ること。

依存症対策においては、治療だけでなく、その後の長期的な回復支援こそが重要である。（仮称）大阪府依存症センターが、相談から回復まで切れ目なく支援をつなぐ中核拠点として機能し、本人や家族が安心して回復を続けられる支援体制の充実を図ること。

2. カーボンニュートラル技術の社会実装と次世代エネルギー拠点形成の推進

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、技術革新だけでなく、社会の仕組み、企業活動、府民の行動変容を一体で進める必要がある。

府では、水素燃料電池商用車や水素ステーション整備への補助、カーボンニュートラルビジネスベースの整備、港湾・臨海部における次世代エネルギー供給拠点形成に向けた国への要望、府民の脱炭素行動を見える化するアプリ活用、廃食用油回収に係る市町村への事例共有など、一定の取り組みが進められている。一方で、2050 年カーボンニュートラルの実現には、個々の技術開発や実証事業にとどまらず、大阪・関西万博で実証された水素、e-メタン、ペロブスカイト太陽電池等の先端技術を社会実装・事業化へつなげ、持続可能な産業として発展させる視点が重要である。

そのため、水素・アンモニア等については、供給拠点整備や水素ステーション新設だけを前提とせず、商用車、幹線輸送、港湾、物流、工場など需要が見込める分野を重点化し、需要創出と供給体制を一体的に進めること。また、国の支援やカーボンニュートラルポートの動向を注視し、トラック等の商用車支援、幹線輸送の脱炭素化、近隣府県を越えた広域輸送、府内企業の関連技術開発を重点化するとともに、水素大動脈構想など国の重点支援の枠組みに大阪府が位置付けられるよう、国への要望と関西の広域連携を強化すること。

さらに、既に関西・大阪に集積する企業や技術、サプライチェーンなどのバリューチェーンを太く、強くする視点を持ち、原材料、製造、施工、物流、利用まで一体となった産業基盤の強化を図ること。加えて、府としてカーボンニュートラル実現に向けた中長期ビジョンやロードマップを示し、将来の需要や市場形成の見通しを明確にすることで、民間企業が安心して設備投資や研究開発、人材育成に取り組める環境を整備すること。

3. プラスチックごみ削減とバイオプラスチック製品の社会実装・産業化の推進

プラスチックごみ削減については、清掃活動や啓発イベントだけでなく、回収量、リユース容器の導入件数、府民１人あたりの排出量、企業・団体との連携数などを指標化し、取り組みの効果を見える化すること。

バイオプラスチック製品については、開発支援にとどまらず、実際に使われる場を広げることが重要である。府主催イベント、府有施設、府営公園、学校、庁舎、市町村イベント、民間大規模イベント等において、バイオプラスチック製品やリユース容器を活用する実証フィールドを確保し、耐久性、使いやすさ、回収・再資源化、コスト、利用者の受容性を検証すること。

また、バイオプラスチック製品の最大の課題は、石油由来プラスチックと比べたコストや量産化、販路確保である。そのため、府は大阪バイオプラスチックビジネス推進ネットワークを活用し、原材料メーカー、府内中小企業、大学・研究機関、商社、利活用企業と連携して、バイオプラスチック製品のビジネス化支援に取り組んでいくこと。

プラスチックごみ削減とバイオプラスチックの推進は、環境政策であると同時に、府内中小企業の技術力を活かした成長産業政策でもある。そのため、環境農林水産部と商工労働部が連携し、府民の行動変容、企業の技術開発、製品の社会実装、資源循環の仕組みづくりを一体で進め、万博と海づくり大会を契機とした大阪発の循環経済モデルを構築すること。

4. ペロブスカイト太陽電池の府域実装と産業化の推進

令和８年度は、ペロブスカイト太陽電池導入の先行事例をつくる重要な年である。

そのため、府地球温暖化対策実行計画の改定を踏まえ、府有施設への率先導入、導入可能施設の調査、導入計画の策定を着実に進めること。その際、単なる設置件数の拡大を目的とするのではなく、発電量、耐久性、施工方法、維持管理、費用対効果、災害時の自立電源としての活用可能性を検証し、今後の本格導入に向けた知見を蓄積すること。

また、建築物への再生可能エネルギー設備導入促進に向けた制度検討と連動させ、特定建築物や公共施設、民間施設への展開可能性を整理し、大阪の都市特性に合った再エネ導入モデルを構築すること。

さらに、府内企業がペロブスカイト太陽電池のサプライチェーンに参入できるよう、部材、施工、保守、制御、蓄電池連携、リサイクル等の周辺分野も含めた企業支援を行うこと。

5. 空飛ぶクルマの社会実装と関連産業の集積

空飛ぶクルマについては、コンソーシアムの立ち上げや、事業者との連携、実証フライトに向けた取り組みが進められている。

府は、事業者任せにするのではなく、実証フィールドの確保、関係自治体との調整、離着陸場の候補地の整理、規制・安全面の課題把握、国への要望など、社会実装に向けた環境整備をしっかり支援すること。

加えて、空飛ぶクルマは機体整備、部品供給、運航管理、観光商品造成など、幅広い関連産業への波及が期待される。府内企業がこれらの分野に参入できるよう、マッチングや情報提供、技術支援を進めること。

6. 建築物のバリアフリー化

建築物のバリアフリー化については、誰もが安心して利用できるまちづくりを進めるうえで重要である。大阪府では、令和８年３月に「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」を改訂し、あわせて、既存店舗・小規模店舗のバリアフリー改修に関する冊子と、当事者参画による施設整備の取組事例集を分冊化して整理している。

一方で、こうした取り組みや補助制度は、事業者や施設管理者に十分浸透しているとは言い難い。

そのため、今後、冊子の印刷・配布が予定されていることを踏まえ、ホテル、商業施設、飲食店、小規模店舗等の事業者に加え、改修やリニューアル時の相談先となる設計事務所、建築士会、建築士事務所協会、施工業者、内装業者、市町村窓口等へ重点的に届け、実際の改修や設備導入につなげること。特に小規模店舗については、費用面に配慮し、可搬型スロープ、筆談、点字メニュー、バリアフリー情報の発信など、取り組みやすい対応を促すこと。

また、ホテル等の特定建築物については、先導的バリアフリー設備実装化事業費補助金を積極的に周知し、万博で培われたユニバーサルデザインの成果を府域全体へ展開すること。

7. CNP 形成戦略について

令和８年３月に策定された「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略」は、大阪港・堺泉北港・阪南港において 2050 年カーボンニュートラルを実現し、荷主・船会社等から「選ばれ続ける港」をめざす重要な取り組みである。2030 年度目標である 2013 年度比 46%削減の達

成に向けては、これまでの照明 LED 化など比較的取り組みやすい分野から、荷役機械の脱炭素化、次世代エネルギーの活用、工場・物流事業者・船会社等の民間事業者の取り組みの促進など、より困難な削減分野へ踏み込む必要がある。

そのため、産業・環境部局との連携を強化し、補助・支援制度の活用促進、サステナブル・ファイナンス・フレームワークの整備、次世代エネルギー関連事業者への支援、法制度の緩和に向けた国への働きかけなどを一体的に進めること。

8. 開発許可(都市計画法第 29 条)の標準処理期間遵守について

都市計画法第 29 条に基づく開発許可については、住宅開発、工場・物流施設の立地、企業の設備投資等に直結する重要な手続であり、審査の長期化は民間投資や企業立地の機会損失につながるおそれがある。

一方で、審査内容は道路、排水、防災、農地、環境、周辺住環境との調整など多岐にわたり、関係機関との協議や申請者への説明にも時間を要している。また、開発許可は過去事例との整合や行政判断を伴うため、単純な外部委託では対応が難しく、専門的知識を有する職員の確保・育成と審査ノウハウの継承が不可欠である。

そのため、審査の質を確保しつつ、専門人材の計画的な確保・育成、専門性の蓄積を意識した適切な人事配置・異動、審査ノウハウの共有・継承を進めること。あわせて、申請書類の確認、必要書類の不足チェック、過去事例や審査基準の検索、補正事項の整理などについては、職員の専門的判断を AI が補助する仕組み等を構築し、迅速で予見可能性の高い開発許可行政を推進すること。

4 子ども輝く未来創造都市・大阪

1. 「赤ちゃんいのちのバトン」事業に伴う受け入れ体制の強化および財政措置 ★

泉佐野市が設置を検討している「赤ちゃんいのちのバトン（いわゆる赤ちゃんポスト）・内密出産」は、かけがえのない子どもの命を救うセーフティネットとしての役割が期待されるという評価がある一方で、様々な課題も指摘されている。

本事業の開始に伴い、今後、緊急保護を必要とする乳幼児が増加することが予測される。これら保護された子どもたちが、家庭的環境または適切な専門機関で心身ともに健やかに育つためには、一時的な保護にとどまらず、将来を見据えた「安定的な受け皿（社会的養育体制）」の強固な確立が不可欠である。泉佐野市の事業実施計画では、泉佐野市も受け入れ体制の構築に主体的に取り組む方針だが、大阪府においても受け入れ先確保として、以下について取り組むこと。

（１） 緊急一時保護およびその後の専門的ケアを確実に行うため、大阪府が所管する乳児院の定員拡大や、受け入れ体制の拡充に向けた働きかけを行うこと。
（２） 子どものパーマネンシー保障のため、里親支援センターや里親支援機関との連携を密にし、円滑なマッチング体制を構築するとともに、特別養子縁組の成立に向けた支援を行うこと。
（３） 家庭と同様の環境における養育を推進するため、里親制度の啓発活動を抜本的に強化し、新たな養育里親家庭の確保・登録、および養育されている児童の手厚い支援体制を確立すること。
（４） これらの推進に伴い必要となる費用については、適切に措置するよう対応すること。
（５） 内密出産等の取り組みにおける課題について、国全体での問題として対応するよう国への要望も行うこと。

2. 教育完全無償化と公立高校を経営資源とする戦略的教育改革 ★

大阪府は国に先駆けて高校授業料無償化に取り組み、家庭の負担軽減と自由に学校選択できる機会の保障を進めてきた。その先導的役割は高く評価する。

教育は、家庭の環境や経済状況によって左右されるものであってはならない。その思想のもと大阪府がめざすべきは、私学も含めた高校等授業料無償化にとどまらず、学校教育を受ける上で必要となる費用の無償化である。その時々に必要とされる支援を見極め、実現させる動きを進めるべきである。

ついては、必要な財源全てを公費で賄うのではなく、大阪教育ゆめ基金の活用も図りながら、家庭の経済状況によって進路選択の壁が生じることのないよう、教育費の無償化に向けた道筋を段階的に示すこと。

さらに、授業料無償化によって費用の壁がさがった今、次に求められるのは、私立・公立のいずれを選んでも、子ども一人ひとりが安心して学び、自らの可能性を伸ばせる質の高い教育環境を整えることである。学校は、子どもが将来の夢や目標を見つけ、主体的に学び、自律へ向かって成長していく場でなければならない。そのために、私立と公立を競合関係ではなく、それぞれの強みを生かして役割を分担し、連携して質を高め合う関係と位置づけ、公設民営や公私協力型の手法も取り入れながら、子どもが特色で学校を選べる環境を充実すべきである。

教育は、Beyond EXPO2025 が描く大阪の成長戦略を支える重要な基盤の一つである。2040 年を見据えた社会の人材確保という観点は、民間からも強く求められており、そうした将来的なニーズも加味した構想としていく必要がある。ただし、教育の目的は経済界や行政が求める人材を育成することだけにあるのではない。子ども一人ひとりが多様な経験を積み、自ら考え、挑戦し、社会の中で自立して生きていく力を育むことこそ教育の本質である。その視点に立てば、公立高校は、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出す場として、その機能を戦略的に高めていくべきである。

こうした考え方を踏まえ、公立高校が将来を担う人材を育てる場として大阪の成長戦略に貢献するためには、教育庁・学校がそれぞれの役割を果たす体制が欠かせない。改革の方向性が現場に届かなければ、その力は発揮されないことから、各校の学校経営計画は府立高校改革グランドデザインやアクションプランに紐づき、その取り組みが実行されていく必要がある。ついては、次のとおり役割を整理すること。

第一に、戦略と資源配分は教育庁が担う。府立高校改革グランドデザイン及びアクションプランに基づき、改革の方向性を明確に描き、公立高校をどの方向にどう位置づけるかを教育庁が決め、必要な財源を裏付けをもって確保すること。あわせて、グランドデザインそのものを見直し続けるものとして捉え、府知事と教育委員会が協議しながら不断に強化・更新していくこと。

第二に、中長期的な学校の教育目標を踏まえつつ、その時々に求められる学びを提供できるよう、各校は、府立高校改革グランドデザイン及びアクションプランを踏まえ、学校経営計画を策定すること。その上で、教育庁の戦略や改革の方向性を学校経営計画とその策定過程へ反映させる仕組みを構築し、両者の整合性の確認及び進捗管理を一体的に行うこと。

第三に、校長を、教育庁が示す方向性と配分された資源の下で、学校を経営し成果を出す実行責任者として位置づけること。あわせて、日々子どもたちと向き合う学校現場で培われた実践や成果、課題を政策へ反映するボトムアップの仕組みも充実させ、教育庁・学校が連携しながら教育改革を進めること。

教育費の無償化で全ての子どもに学ぶ機会を拓き、私立・公立がそれぞれの特色を活かして教育の質を高め合い、府が示す方向性と学校現場の創意工夫が相互に活かされる形で改革を進めていく。これらを一体的に推進することで、経済状況によらず子どもが希望する進路を主体的に選び、社会に羽ばたく力を育む「真の教育無償都市・大阪」が実現すると考える。

大阪府におかれては、子ども一人ひとりの成長を中心に据えた教育行政を推進し、これらの取り組みを着実に進められるよう強く求める。

3. 生命(いのち)の安全教育の推進 ☆

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、性犯罪・性暴力は対面だけでなくSNS 等を通じたデジタル性暴力へと広がっている。刑法の改正により性的同意年齢や性犯罪に関する考え方も変化しており、子どもたちが自らの命と尊厳を守るための教育の重要性はこれまで以上に高まっている。

大阪府教育庁ではこれまで、「生命の安全教育」をホームルーム等を活用し、地域や助産師会、産婦人科などと連携しながら、性的同意、性感染症、HPV ワクチン、プライベートゾーン、防犯の観点からの「NO・GO・TELL」などについて学ぶ取り組みを進めている。また、令和８年４月からの取り組みのさらなる推進や、学習指導要領改訂も見据えた教員研修の準備も進められているところである。

一方で、現場では学校ごとの取り組みに差があり、学校任せとなっている実態もある。啓発冊子の活用率も十分とは言えず、学校や教員によって学習内容や指導の質にばらつきが生じている。生命の安全教育は、性犯罪の被害者にも、加害者にも、傍観者にもさせないための予防教育であり、全ての子どもたちが等しく学べる体制づくりが極めて重要である。

ついては、大阪府教育庁において、生命の安全教育が府内すべての小学校・中学校・高等学校・支援学校で効果的に実施されるよう、次の取り組みを進めること。

まず、教員が安心して質の高い授業を実施できるよう、教育センターを中心とした体系的な研修を充実させること。また、助産師会、産婦人科医、保健医療関係者、市町村、福祉部局等との連携を強化し、専門性を生かした授業や教材の充実を図ること。

「性的同意」、「デジタル性暴力」、「SNS 利用」、「プライベートゾーン」、「NO・GO・TELL」など、社会情勢や法改正を踏まえた内容を継続的に教育へ反映すること。

また、次期学習指導要領改訂により生命の安全教育が各学校で取り組むべきものとして位置づけられることを踏まえ、義務化を実施の下限にとどめることなく、教育庁として府全体で目指すべき指導内容や到達目標を明確に示すこと。そのうえで、校長任せにするのではなく、府内全体の実施状況や指導の質を把握・検証し、学校間の格差を是正しながら継続的な改善につなげる仕組みを構築すること。さらに、大阪府として先進的なモデルを構築し、子どもたちが自分と他者の命・尊厳・人権を守る力、人に助けを求める力を養う教育を推進するとともに、学びの効果検証についても積極的に取り組むこと。

4. 大阪府立支援学校における教育の質の向上 ☆

大阪府立支援学校では、障がいの重度化・多様化への対応により、教員は日常生活上の支援や安全確保等への対応に多くの時間を要しており、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導・支援を行う支援教育に困難さを抱える状況が生じている。教員へのアンケートからも、教育課程と実際の授業が十分に連動していないことや、キャリア教育の重要性が十分に認識されていないとの声も聴く。

支援教育は、障がいの程度にかかわらず、すべての子どもの未来を切り拓くものであり、支援学校は「福祉的なケア」の場にとどまることなく、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育の場でなければならない。

そのため、個別の指導計画と教育課程との連動を一層推進するとともに、小学部から高等部まで切れ目のない支援とキャリア教育の充実を図り、すべての子どもが希望する進路や人生を実現できるよう教育庁として全力でサポートすること。また、教員が子どもたち一人ひとりの可能性を信じ、その教育

的ニーズに応じた専門的な指導・支援となるよう、より一層の専門性向上に向けた研修の充実を図ること。

5．大阪公立大学のさらなる環境充実

現在、大阪府では府立高校改革の一環として、学校の特色化・魅力化、新たな工業系高校の設置、全府立高校における短期留学の実施など、新たな教育施策を推進し、Beyond Expo2025 を見据えた未来志向の人材育成に取り組んでいる。これらの取り組みを着実に推進するためには、教育制度や施設設備の充実に加え、大阪府がめざす教育を実践できる高い専門性と指導力を備えた教員の育成・確保が不可欠である。そのためには、教員採用後の研修のみならず、採用前の段階から大阪府の教育理念や教育課題に即した教員養成を行う体制を構築することが重要である。

このことから、大阪府・大阪市が設置する大阪公立大学に教育学部を設置し、国際的教育プログラムの教員免許の取得を可能とするなど、国際的教育プログラムを導入し大阪の教育を担う教員を継続的に養成するとともに、教育現場や教育委員会との連携を強化し、府が求める資質・能力を備えた教員を安定的に輩出できる体制を整備すること。

また、学生一人ひとりの適性や能力に応じた学びを実現するため、入学後に幅広い分野を横断的に学び、自らの適性や進路を見極めた上で専門分野を選択できる「学域・学類制」の導入を推進すること。併せて、学部・学科単位ではなく学域単位で学生を募集する入試制度の導入についても検討を進めること。

6．支援学校における通学環境及び通学区域の改善について

支援学校に通う児童生徒が安心して学び、自立に向けた力を育むためには、安全で適切な通学環境を確保するとともに、小・中・高を通じた一貫した教育を受けられる体制を整備することが重要である。

しかし、通学バスでは、一部の運転手や介助員において障がい理解や障がい特性に応じた支援が不十分といった声を聴く。また、知的障がい支援学校では、児童生徒数の増加を背景に、高等部進学時や新校設置時に転校を余儀なくするなど、小・中・高を同じ学校で一貫した教育が受けにくい状況が生じている。

このことは、児童生徒や保護者の負担を増大させるだけでなく、地域の福祉サービスの活用や卒業後の進路にも影響するものと危惧している。

通学バスに従事する運転手や介助員等に対する障がい理解、障がい特性に応じた支援に関する研修を充実させ、安全で質の高い通学体制を構築すること。

また、支援学校の通学区域割については、児童生徒が小・中・高を通じて継続した教育を受けられることを基本に、通学時間や児童生徒の負担を十分に考慮し、児童生徒や保護者の意見を踏まえた丁寧かつ柔軟な対応を行うこと。

加えて、通学バスのない聴覚支援学校では、通学バスの導入や介護タクシー、通学費の助成など、必要な通学支援策の充実を図り、障がいのある児童生徒が安心して通学し、切れ目のない教育を受けられる環境の整備を推進すること。

7. 大阪府立学校における事故未然防止に全力を傾注した文化的で安全な施設整備

建築基準法等に基づく法定点検は構造や主要設備の確認を目的とするため、雨水桝や校内の動線など、日常に潜む危険箇所までは十分に把握しきれず、本点検だけでは網羅的に埋めることには限界がある。

そこで教育庁においては、法定点検外の危険箇所を「発見し、共有し、改善する」一連のサイクルを、各校と教育庁が一体となって継続的に回す仕組みを整えること。具体的には、現場の教職員や生徒が日常の中で気づいた危険や不具合を一過性の点検で終わらせず継続的に拾い上げ、事故予防や建築の専門家の知見、過去の事故やヒヤリハットの事例を点検の仕組みに反映すること。

加えて、法定点検外で把握された危険箇所は教育庁が一元的に集約して対応状況を見える化し、一校の気づきを全校の予防に活かすとともに、緊急度に応じて確実に予算措置し、改善の進捗を継続的に管理すること。

また、施設整備については、老朽化対策を最優先に進め、雨漏りや避難経路への物品放置、不足するトイレ、バリアフリー未対応、空調設備のないカームダウンスペースなど、安全性・教育環境を損なう課題を早急に改善すること。さらに、医療的ケア児の増加を踏まえた教室整備を進めること。

子どもたちが安心して学び、教職員が教育に専念できる環境を整えることは、大阪の特別支援教育の質を高めるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現につながる。施設整備と教育内容の充実を車の両輪として、一体的に推進されることを強く求める。

8. 府立学校における学びのデータ基盤の構築

府立高校のさらなる魅力向上は喫緊の課題であり、現在、府立高校の魅力づくりや入学者選抜制度の改革が進められているところであるが、地域や学校規模による教育格差の解消と教育の質の一層の向上を図ることが必要である。府立高校が有する最大の資産は、130 校・数十万人の生徒が日々積み重ねる「学び」そのものであり、これらは現在、各校・各教員のもとに分散し、活かされないまま失われている。

ついては、この学びを府全体で束ね、生徒・教員・社会をつなぐ共通の「学びのデータ基盤」を構築し、130 校のスケールメリットを最大限に活かすことで、府立学校全体を一つの学びのプラットフォームへと再設計すること。あわせて、生徒側においては、授業や部活動、探究学習、インターンや地域活動、資格取得などの学びと活動の記録を、生徒自身が端末からいつでも確認・振り返りできる体制を整えること。

また、成績という一元的な評価にとどまらず、自らが何を学び、何に挑戦し、どう成長してきたかを多面的にとらえ直し、次の目標を自ら設計できるよう、これらのデータを学校のみが管理するのではなく、生徒が自らの学びと人生を設計する資産として位置づけられるような仕組みを構築すること。

そして、教員・学校側における指導力強化については、優れた授業実践や教材、指導ノウハウなどの教育資産を基盤上に体系的に蓄積・整理し、ICT の積極的な活用により学校間で横展開して効果的に活用できる仕組みが必要であり、これを構築すること。

これらを推進することにより生徒の学びのデータから、つまずきの多い単元や効果的な支援を可視化し、勉強が苦手な子どもの学力定着に早期に手を打てるようにすること。

さらに、教員の異動や退職によって失われてきた知恵を府全体の財産として蓄積し、小規模校や地域の学校も府内の優れた授業・教材・ノウハウにアクセスできるようにすることで、「どの学校に入ったか」で学びの質が左右される状況の解消を図ること。その際、教員の入力負担を増やすことなく、日常の業務の中で自然にデータが蓄積される設計とすること。

あわせて、こうして蓄積された生徒一人ひとりの学びの記録を、本人の意思のもとで持ち運べる「学びのデータアセット」として整えることにより、卒業時に成績表だけでは表れない、身につけたスキルや歩んできた学び・活動の軌跡を、生徒本人が進学先や企業、社会に対して示せるようにし、探究や課外活動で培ったリーダーシップ・協働・やり抜く力などが正当に評価される道をつくること。

これを進め、キャリア教育を授業の一コマにとどめず、入学から卒業後の人生まで一貫してつながる学びへと発展させること。その際、データの主権は生徒本人にあることを原則とし、個人情報の保護に十分配慮したうえで、何をどこまで社会に開示するかを本人が選択できる設計とするとともに、大学の総合型選抜や企業の採用等とも接続しうる、府のみで閉じないオープンな基盤をめざすこと。

9. 「チーム学校」の機能強化について

不登校、いじめ、家庭の困難、児童生徒の自死。子どもが発するサインは、担任一人の目にはとどまらず、養護教諭が、部活動の顧問が、あるいはスクールカウンセラーが最初に気づくことも多い。問われているのは、そのサインを誰が受け止めたとしても、学校全体で共有され、適切な支援へとつながる仕組みがあるかどうかである。「チーム学校」とは、専門人材を並べることではなく、こうした気づきと支援を組織として回す力にほかならない。

ついては、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭・関係機関が日常的に情報を共有し、役割を分担して対応する校内のケース対応体制を確立するとともに、それを調整するコーディネーターを位置づけ、全体を束ねる校長・管理職のマネジメント力の育成を図ること。あわせて、これを支える専門人材の配置の充実と、部活動指導員や学習支援員等を含めた役割分担を進め、教員が過度な負担を抱え込むことなく子どもと向き合える環境を整えることで、大阪の学校における支援の質を一層高めること。

10. 教職員とその他子どもと関わる職員等の採用方法統一

学校現場における子どもに対する性犯罪は後を絶たず、子どもの安全・安心を確保するための対策強化は喫緊の課題である。2026 年 12 月には日本版 DBS が施行されるものの、照会対象は裁判で有罪が確定した一定の性犯罪歴に限られ、不起訴事案や逮捕歴のみの事案、捜査中の事案、嫌疑段階の情報は対象外となっている。このため、子どもを性犯罪被害から守るためには、日本版 DBS に加え、採用段階における適切かつ厳格な確認体制の構築が不可欠である。

現在、府においては教職員の採用に際し、前勤務先への照会など一定の確認等が行われている一方、その他の教育庁所管課管轄で採用がなされる職員等については、必ずしも同様の取扱いとなっていない。子どもの安全確保を最優先とする観点から、教職員以外の子どもと接する職員等についても教職員と同様の採用時確認を実施するとともに、関係法令や本人の権利に十分配慮しながら、採用段階における確認手法のさらなる充実・強化を図り、性犯罪の未然防止に万全を期すること。

11. 全教員へのハラスメント研修

現在、大阪府の職員はハラスメント研修が必須となっているが、教育庁では、初任者や中堅教員を対象としたハラスメント研修が実施され、全教職員については管理職等への研修を通じて各校へ伝達する仕組みとなっている。

しかし、教育庁に寄せられる「今の時代、子どもへの言葉選びや接し方が難しい」「どのように指導すればよいのか分からない」といった相談は、50 歳代を中心としたベテラン教員からのものが多いと聞いている。

そのため、管理職を介した伝達だけではなく、ベテラン教員全員が直接学び、実践できる機会が必要であることから、怒りや圧、暴言、恐怖によって子どもを従わせる指導ではなく、子どもとの信頼関係を築き、自ら考え行動できるよう導く指導力の育成に取り組むこと。

また、すべての教員を対象として、信頼関係を築くコミュニケーション、子どもに伝わる言葉の選び方、アンガーマネジメントや感情のセルフコントロール、心理的安全性を高める学級づくりなどを実践的に学

べる研修を充実させるとともに、ロールプレイや授業実践など「知識」ではなく「体得」できる仕組みを構築すること。

5　誰もが健やかに暮らせる健康寿命都市・大阪

1.　医療現場の DX 化の推進（AI・デジタル医療の社会実装）

大阪は、「治療」を中心とした従来の医療から、病を未然に防ぎ、府民一人ひとりが生涯を通じて健康に生きることを支える医療へと、その基本構造を転換すべき時にある。少子高齢化により医療人材の不足と医療費の増加が同時に進む中、これまでの医療提供体制を前提とした対応の積み上げでは、府民の健康も医療の持続可能性も守れない。大阪・関西万博を契機に、AI・デジタル技術を医療の中心に据え、「いつでも、どこでも、誰もが」質の高い医療を受けられる社会を、全国に先駆けて実現することを求める。

その基盤となるのが、府立病院を核とした AI・デジタル医療の抜本的な導入である。AI が診断や事務作業を担うことで、医療従事者が患者と向き合う時間を取り戻し、人間中心の医療を実現する。府立病院を先行モデルとしてゲノム情報や AI を活用したオーダーメイド医療・予防医療の実装に向けた取り組みを促進すること。

さらに、医療のデジタル化は「命を守る防災・減災」の要である。東日本大震災における医療情報の消失を教訓に、災害時やサイバー攻撃時においても府民の医療情報を確実に参照できる体制を構築すること。そのうえで、経営余力の小さい医療機関でも AI・データ基盤を導入できるインフラ整備への継続的な財政支援を、国とも協議しながら拡大をめざすこと。

また、従来の医療から、病を未然に防ぐ、予防を含む健康づくりへの方向性の転換について、府は積極的に進めること。

2.　府民の健康寿命延伸の強化に向けた取り組みの推進

大阪府では、健活 10 やアスマイル等を通じて府民の健康増進を進めてきた。

一方、厚生労働省「健康寿命の令和 4 年値」（令和 6 年 12 月公表）によると、大阪府の男性は令和元年の 71.88 歳から令和 4 年の 71.77 歳へ 0.11 年短縮し、女性は 74.78 歳から 74.95 歳へ 0.17 年延伸したものの、いずれも全国平均を下回っている。

また、医療保険者の法定報告を大阪府が集計した令和 4 年度の特定健診受診率は、全保険者計で 54.4%と全国の 57.8%を下回る。5 大がん検診も、令和 4 年国民生活基礎調査の 40～69 歳を対象とした受診率で、すべて全国平均を下回っている。我が会派の府民意識調査でも、多様なインセンティブによる受診促進や、休日にも受診できる体制を求める声が示されている。

府においては、予防医療の入口を広げるため、がん検診をはじめとする健診の休日・時間外受診の拡充や、インセンティブが実際の受診行動につながったか等の検証結果を確認し、効果的な取り組みを保険者に展開すること。

その基盤として、健診・検診の結果のほか、予防医療に資する健康活動等を対象とする「府民起点の健康データ連携」についても検討していく必要がある。これは、府が個人情報を一元的に保有することや特定の技術を前提とせず、データの標準、本人確認、同意管理、接続ルール、セキュリティを整えた上で、府民が自らの健康データを管理し、本人の意思に基づいて医療機関や必要なサービスと安全に共有できる仕組みとするものである。こうしたデータ連携も視野に、基盤の構築に努めること。

あわせて、府が運用してきたアスマイルについては、利用により健康寿命延伸や予防行動の変化につながったかをデータで検証すること。その実施に当たっては、市町村等と連携して進めること。

その上で、健診受診を促す入口の役割にとどめず、一人ひとりの健診結果や日々の健康活動の記録を蓄積し、府民が自分の健康状態を継続的に把握しながら次の予防行動につなげられる PHR の仕組みへと発展させること。

3. 老朽化した大阪母子医療センターについて

大阪母子医療センターは、開設から 40 年以上が経過し、施設の耐用年数を大幅に超過している。狭隘化も相まって新生児集中治療室（NICU）をはじめとする最重症児の療養環境に関わる医療安全上のリスクが、将来の懸念ではなく現在進行形の課題となっていると捉えているところ。

同センターは南大阪地域における周産期・小児医療の中核であり、問われているのは建物の更新はもとより、地域の母子医療機能をいかに途切れさせずに持続させるかである。

こうした中、建替整備事業の一般競争入札は入札参加申請がなく不調となった経緯もあり、物価高騰の影響の他、稼働中の病院敷地における現地建替という前提のもとで、現行の事業スキームが今の建設市場に適合していないことを示すものと受け止める必要もある。予定価格や工期の微調整で再入札を繰り返すのではなく、事業の規模・工法・発注方式といった前提そのものに立ち返った検討も必要ではないかと考える。

ついては、府において、入札不調の要因を参加検討事業者へのヒアリング等により根本から検証し、予定価格・工期・リスク分担や物価スライドの適用に加え、分割発注や段階整備など、既存の事業前提にとらわれない発注スキームの再設計を検討すること。

あわせて、増嵩する事業費に対応する財源を確保しつつ、整備が完了するまでの間、老朽施設のもとで周産期・小児医療の提供と医療従事者の確保に支障が生じないよう、安全対策と機能維持の方策を併せて講じること。

4. 最新のがん治療法の充実

BNCT については、これまで大阪府では実用化に向け研究開発費の獲得、特区認定等の国への働きかけをすすめてきた。

その結果、BNCT の保険診療を実施できる全国 2 施設のうち 1 施設が、府内の医療機関となるなど、本府は最先端のがん治療を担う重要な拠点となっている。

しかしながら、頭頸部癌の再発等にとどまっている保険適用の適用拡大に向け、治験が進められているが、各部位ごと・会社ごとの承認となっており、なかなか進んでいかない状況がある。

BNCT の持つ可能性を最大限に活かし、がん治療法のひとつとして普及させられるよう、より承認のスピードを上げるべく国への規制緩和を求めていくこと。

5. 医療的ケア児支援センター及び移行期医療支援センターの医療支援機能の強化について

医療的ケア児支援法の改正により支援対象が医療的ケア者や重症心身障害者へと拡大されることを踏まえ、医療的ケア児支援センター及び移行期医療支援センターの医療支援機能の強化を図ること。

これまで医療的ケア児については法制度の整備が進められてきた一方で、成人期を迎えた医療的ケア者に対する医療提供体制については、十分な受け皿が確立されているとは言えない状況にある。特に、小児医療から成人医療への移行は全国的な課題となっており、医療的ケアを必要とする患者や家族が、進学・就労・地域生活への移行と並行して、継続的な医療を受けられる体制の構築が求められている。

大阪府においては福祉サービスの基盤整備が進められている一方、対象者の拡大に伴い、今後は成人診療科の受入体制の確保や地域医療機関との連携強化、医療的ケア者を支える医療従事者の育成など、医療面の課題が一層重要になるものと考える。

そのため、移行期医療支援センターを中心として、小児診療科から成人診療科への円滑な移行支援の仕組みを強化するとともに、府内の医療機関ネットワークの構築や受入可能な医療機関の拡充、地域医療機関に対する支援・助言機能の充実を図ること。

また、現行の医療的ケア児支援センターの相談体制についても、支援機関を通じた相談だけでなく、本人や家族が直接相談できる仕組みを整備し、移行期医療に関する不安や医療機関の受診調整等について、当事者の声を適切に把握できる体制を構築すること。

今回の法改正を契機として、医療的ケア児支援に加え、成人期を迎えた医療的ケア者に対する医療提供体制の充実を図り、生涯にわたって必要な医療を安心して受けることができる環境整備に取り組まれることを求める。

6. 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者と家族が安心して地域生活が可能となる環境の充実について

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者の地域生活を支えるためには、家族のレスパイトや緊急時の受入先となる医療型短期入所（ショートステイ）の確保が不可欠である。しかしながら、医療的ケアを必要とする障がい児者の増加に伴い、依然として地域によって利用できる社会資源に大きな差が生じており、必要な支援が十分に行き届いていない状況が見受けられる。

大阪府においては、「医療型短期入所支援強化事業」をはじめとした取り組みにより、医療型短期入所事業所の拡充に努められているところであるが、利用ニーズに対して受入体制は依然として十分とは言えない。

医療型短期入所事業所の拡充に向けた取り組みが進められている一方、実際には受入体制の整備を希望する医療機関があっても、病床規制等との関係から開設や増床が困難となる事例が生じている。特に北摂地域では依然として受入基盤が不足しており、整備促進だけでなく、整備を阻害している制度上・運用上の課題の解消が必要である。

このため、大阪府においては、地域ごとの需給状況や受入体制の実態を改めて検証するとともに、他府県における先進事例も参考にしながら、医療型短期入所の整備促進に向けた柔軟な運用の可能性についての検討を踏まえ、医療的ケアを必要とする方々の利用ニーズを満たすよう、病床規制の課題解決等を含め、府として責任を持って着実に進めること。

また、府の権限のみでは解決が困難な制度的課題については、医療型短期入所が地域生活を支える重要な社会基盤であることを踏まえ、病床規制等の見直しを含めた制度改正の実現に向け引き続き国に働きかけを行うこと。

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者とその家族が、居住する地域にかかわらず必要な支援を受けることができるよう、府域全体のバランスを考慮した計画的な整備を進め、安心して地域生活ができる環境の充実に取り組むこと。

6　犯罪のない災害・有事に強い安心安全都市・大阪

1. 弾道ミサイルを想定した避難訓練

昨今のロシア、ウクライナ間の戦争、アメリカのイランへの攻撃をはじめとして、国際情勢は大変緊迫した状況が続いている。日本はいますぐに差し迫った有事に直面する可能性は低いであろうが、弾道ミサイルの飛来などを想定した訓練を通して、平時から府民が自ら身を守る知識をつけてもらうことは重要である。これまでもいくつかの市町において、防災訓練と合同で行うなどの弾道ミサイルの避難訓練を実施されているが、令和 7 年度の共同訓練の実施回数は 3 か所程度となっており、府内でもごく一

部でしか実施されていない現状である。すべての府民が有事に適切な対応ができるよう、引き続き市町村、教育機関と連携し、弾道ミサイルの避難訓練の推進を行うこと。

また、周知・啓発関係では、府内の高校３年生（約７万人）を対象に府が作成したＪアラートに関するリーフレットを配布しているとのことだが、より幅広い年代を対象とした周知活動を行い、府域全体の安全意識・対応力を向上させること。

2. 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクの交通ルール、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の周知等について

本年４月から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が開始されている。府民からはそもそもの交通ルールがわかりづらい、青切符制度もよく知らない、といった相談が多くある。

交通事故抑止のためにも、交通ルールの周知、青切符制度の理解促進を引き続き取り組むとともに、歩道通行可などの自転車にとって重要な交通標識の適切な設置、整備もあわせて行っていくこと。

一方、特定小型原動機付自転車については、シェアリングを中心として街中での台数が増加傾向にあり、利用者の中には、ルールを無視し、危険な乗車方法や走行をしている人が散見される。特に、昨今は外国人観光客の利用者も増えている。

重大事故を未然に防ぐために、これまで以上にシェアリング事業者と連携した乗車ルールの周知に努めるとともに、特定小型原動機付自転車の取締りを推進すること。

また、違法なペダル付き電動バイクについても、引き続き取締りを行うこと。

3. 自転車のヘルメット着用の推進

令和５年４月から自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務が開始されたが、警察庁公表「自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果（R7.6）」によると、大阪府は 7.2%と全国で最下位となっており、この結果は２年連続を記録している。

以前と比べるとヘルメットを着用している人は見かけるようになったが、府内での着用率は依然として低い。

全国ワースト脱却を目標にし、なぜ府内での着用率が低いのか、要因分析を通じて適切な広報、啓発活動を引き続き行うこと。

4. アドトラックに対する規制

大阪市内の繁華街を中心に、車両の荷室部分に広告を表示させ公道を走行する、いわゆるアドトラック（広告宣伝車）が増加している。

こうしたアドトラックに対して、風営法（広告デザインの表記規制）や道路交通法に基づく一部の規制を除いて、府内においてほとんど制限はかけられていない。

都市の景観保全、ドライバーや歩行者の安全確保の観点から、大阪府においても屋外広告物に対する規制権限を持つ自治体、警察と連携し、デザインや音量、走行時間などに対して適切な運用基準や規制について検討を進めること。

5. SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺対策の強化について

特殊詐欺については、令和８年４月から手口分類を整理し、新たに SNS 型投資詐欺、SNS 型ロマンス詐欺が加わり、ニセ警察詐欺も独立した手口とされ、合計で 13 類型と位置づけられた。特殊詐欺の被害は全国的にまだまだ増加傾向にあり、大阪府も同様に被害認知件数も被害額も増加している。

対策として、昨年３月、全国に先駆けて、大阪府の安全なまちづくり条例が改正され、主に高齢者を狙った還付金詐欺など一部の手口では、令和７年中は令和６年中と比べ、認知件数及び被害額ともに減少に転じている。

一方で SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺は認知件数及び被害額が大幅に増加しており、この手口の詐欺に対しては昨年度改正した安全なまちづくり条例の規制では効果が薄く、被害を受けた方の年齢層は現役世代が多い傾向がある。一度騙し取られたお金を被害者の元へ取り戻すことは難しいため、府民に対しこれまで以上に周知、啓発活動を行うこと。

6. ウィズユーおおさか（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）

府内の性犯罪・性暴力被害者に医療的支援、法的支援、カウンセリング等の心理的支援を提供する、ワンストップ支援センターが病院拠点型から関係機関との連携型へと変わり、協力医療機関数も昨年度の 40 か所から増え、現在は 48 か所となり、以前と比べて府民がより身近に緊急の処置や相談ができる体制が整ってきている。

今後、さらに被害者に寄り添ったセンターをめざすにあたり、被害を受けた方が警察や裁判所などへ行く場合に付き添う、同行支援を行う支援員をさらに拡充すること。被害の多い未成年に対しては、ウィズユーおおさかの周知拡大を図るために、引き続き積極的に教育機関と連携して実施すること。

7.　学校における平時からの感染症対策及び学習保障の充実について

府立学校においては、CO2 モニターや換気設備の整備、学校薬剤師による環境衛生管理、感染予防に関する啓発など、感染症対策は実施されている。また、基礎疾患のある児童生徒や医療的ケア児に対しては、別室対応や ICT を活用した学習保障など、個々の状況に応じた配慮が行われていることを確認した。

一方で、新型コロナウイルス感染症を契機として明らかになった課題や、感染症罹患後後遺症への対応については、現場での取り組みや情報提供が十分に体系化されているとは言い難い状況にある。また、学級閉鎖や出席停止措置など有事における対応方策は一定整理されているものの、平時における感染症予防や感染リスクの低減に向けた取り組みについては、各学校の判断や運用に委ねられている部分も少なくない。学校の自主性を尊重しつつも、感染症への備えを平時から継続的に行う観点は重要である。

今後は、健康医療部と教育庁がより一層連携し、感染症や感染症罹患後後遺症に関する最新の知見を学校現場へ適切に共有するとともに、学校における感染症対策マニュアルや対応指針についても、これまでの経験や知見を踏まえた検証と見直しを進めること。

また、学級閉鎖や出席停止措置、ICT を活用した学習保障の運用状況についても継続的に検証し、感染症への不安や健康上の理由によって学びの機会が損なわれることのないよう、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援体制の充実を図るとともに、普通教室のみならず特別教室や体育館等を含めた学校施設全体において、安心して学習・活動できる環境の確保に向け、施設の利用実態を踏まえた感染症対策の充実を図ること。

8.　道路・河川及びブロック塀等における安全対策の強化

府民の安全・安心な暮らしを支えるためには、道路・河川の適切な維持管理と、地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等への対策を、両輪として着実に進める必要がある。

府内の河川・道路における雑草除去および街路樹剪定については、現行の管理頻度では夏季の繁茂に対応できておらず、見通し不良による交通事故リスクの増大、歩行者・自転車利用者の通行安全性の低下、繁茂した草木が死角となることによる防犯上の不安など、府民の安全に直結する課題が生じている。

河川においては、雑草の繁茂が堤防や護岸等の不具合の早期発見を妨げるおそれがあることから、防災の観点からも看過できない。

また、街路樹の剪定不足は、台風や強風時の倒木・枝折れによる通行人・車両への被害リスクを高めるものであり、早急な対応が求められる。

加えて、適切な時期に剪定を行わなければ、樹勢が衰え、枯死木の伐採や植替えコストが増大するといった課題もあり、市町からも安全対策としての要望が寄せられるなど、府民の関心は高い。

あわせて、ブロック塀等の安全対策についても、大阪府北部地震を契機に通学路沿いを中心として点検・除却が進められ、一定の改善が図られてきた一方、通学路以外の生活道路、避難路、狭あい道路、民地沿いなどには、地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等がなお残されており、倒壊による人的被害や道路閉塞、避難路の寸断を防ぐ観点から、引き続き対策が必要である。大阪府では、府民がスマートフォン等で写真や位置情報を提供できる「危険ブロック塀通報システム」を運用しているが、対象は府が特定行政庁として指導権限を有する市町村に限られる。

地震時の人的被害を防ぐためには府域全体で切れ目なく危険箇所を把握する必要があることから、府所管区域の市町村に加え、独自に特定行政庁となっている市との連携を強化すること。また、府内全域を行政の見回りだけで網羅的に把握することには限界があるため、通報システムの周知と活用促進を図るとともに、個人情報や所有者情報に配慮しつつ、対応件数や対応方針、改善状況などを定期的に公表するなど、対応状況の見える化を進めること。あわせて、通学路に限らず、生活道路や避難路沿いに残る危険ブロック塀等について、所有者への啓発・指導、除却・改修に係る経済的支援のあり方を検討すること。

また、令和 9 年度予算編成に向け、道路・河川の維持管理体制の強化とブロック塀等の安全対策の両面について、交通安全・防災・地震時の人的被害防止を最優先に必要な予算を確実に確保するとともに、季節変動や地域特性、市町村との連携を踏まえた実効性のある安全対策の推進体制を早急に構築すること。

7　産業と自然が豊富で持続可能な都市・大阪

1．海づくり大会について　☆

令和 8 年 11 月、大阪府は初めて「第 45 回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～」を開催する。水産資源の保護・管理と海・河川・湖沼の環境保全の大切さを訴え、つくり育てる漁業を推進する国民的行事であり、大阪・関西万博で高まった機運を継承し、「豊かな海『大阪湾』」の魅力を全国に発信する好機である。

大会に向けた機運醸成は臨海部が中心となりがちであり、海に接しない地域の府民にとって自分ごととは言い難い。大阪湾の浮遊ごみの約 9 割が街や川から流入する生活系プラスチックであるように、内陸の暮らしと海は一本の流れでつながっている。

ついては、この因果を分かりやすく伝え、臨海学習や大阪産（もん）の魚食給食、ブルーカーボンを題材とした環境教育、寝屋川・大和川流域の清掃活動との連動など、内陸 43 市町村を巻き込む具体的な導線を設け、府内のすべての市町村や子どもたちが大会に触れる状態をめざすこと。

また、大会を一過性の行事に終わらせず、閉幕後のビジョンを開催前に設定しそれを軸として、今後、大阪府は主体として動く必要がある。環境再生・海ごみゼロ・魚食文化・大阪産・学校教育・企業参加・府民参加の各分野についてなど、閉幕後の施策実行を描いていくことが重要である。

ついては、実行委員会が築いた協賛企業・アンバサダー・府民のネットワークを所管課の枠に戻さず引き継ぐ横断的な推進体制を構築し、大阪湾 MOBA リンク構想や OSAKA ごみゼロプロジェクトと一体で今後の大阪湾の発展に資する新たな展開を明確に示すこと。

2.　都市型林業モデルの推進

大阪の山や森林は、単なる自然環境ではなく、防災、観光、教育、木材利用、脱炭素、地域経済を支える重要な公共資産である。よって、府は、「大阪府　森づくり推進アクションプラン」で示す各種施策を個別に推進するのではなく、複合的に連携させることで、「山を守り、木を使い、人を呼び込む」循環型の都市型林業モデルとして一体的に推進すること。「大阪府　森づくり推進アクションプラン」については、今年度が初年度であり、危険地の把握や優先順位づけが重要な段階にある。府は、災害リスク、森林の荒廃状況、地域要望、事業可能性を踏まえ、どこから整備を進めるのかを明確にし、府民に分かりやすく示すこと。

また、大阪での林業経営は厳しい状況にあることから、森林整備だけでなく、木材利用、バイオマス活用、人材確保、民間連携を通じ、林業の収支改善にも取り組むこと。

さらに、大阪府産材の利活用について、大阪府木材情報センターを核に、府産材の相談、需給調整、補助制度活用、府内外の製材所等と連携した木材供給体制の整備を進めること。あわせて、木を使うことで山の手入れが進むことから、府有施設、学校、府営公園、地域交流施設等で府産材の利用を進め、森林保全と地域経済に還元される好循環をつくること。

山のおもてなし構想については、山道や動画による魅力発信にとどまらず、訪れるまでの経路、公共交通、駐車場、トイレ、休憩所、案内表示、飲食、直売所、周遊ルート、安全対策までを一体で整え、大阪の重要な観光・環境・教育資源として位置付け、府域全体の山の魅力発信と地域経済の活性化につなげること。

また、山のおもてなし構想全体の整備方針及び工程を早期に示すとともに、各地域の山岳・渓谷の特性を踏まえた山の魅力向上を推進するため、市町村とも連携し、市町村に配分されている森林環境譲与税を含め各種財源の一体的な活用を促進し、府域全体の山の魅力向上の視点から効果的・一体的な活用を促す指針を府が策定すること。

3. 大阪農業の成長産業化

大阪農業は、農地面積が限られる一方で、大消費地に近いという地理的優位性を有しており、高品質な農産物を都市部へ迅速に届けられる強みがある。

そのため、府は、限られた農地を最大限活用し、単位面積あたり農業産出額全国 1 位の実現を明確な目標として掲げ、高収益作物の生産拡大、施設園芸化、スマート農業、ブランド化、6 次産業化、販路拡大、観光農園との連携、新規就農者の育成を一体的に進めること。

また、府内約 330 地区で地域計画が策定されたことを踏まえ、令和 8 年度は、地域計画を「策定して終わり」にせず、実行段階へ移すことが重要である。市町村、農業委員会、農業者等と連携し、地域ごとの将来の農地利用、担い手、集約すべき農地、高収益作物を導入するエリア、施設園芸を進めるエリア、加工・販売・物流機能を担う農業関連施設エリアなどを具体化し、農地の利用集積と高収益化につなげること。

さらに、新規就農については、大阪農業の成長を支える重要な柱として位置付け、大阪産スタートアカデミーなどの品目特化型研修を活用し、高収益品目の栽培技術だけでなく、経営、販路、労務管理、スマート農業、施設園芸、ブランド戦略まで学べる実践的な育成体制を強化すること。あわせて、地域計画と連動し、農地マッチング、施設整備、初期投資支援、販路支援までを一体的に行い、新規就農者が大阪で定着し、収益性の高い農業経営を実現できる仕組みを構築すること。

4. 鳥獣被害対策について

近年、府内ではシカ、イノシシ、アライグマ等による農作物被害や生活環境被害が深刻化している。農業被害は単なる経済的損失にとどまらず、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加を招き、地域農業の持続性にも影響を及ぼす重要な課題である。

また、野生鳥獣の問題は農地だけに限らず、市街地への出没、家屋侵入、糞尿被害、生態系への影響、さらにはマダニ等を介した動物由来感染症のリスクにも及んでいる。

そのため、府は広域自治体として、専門人材の育成、捕獲技術の普及、ICT、音響忌避装置等を活用した効率的な捕獲及び被害防止手法の確立を支援すること。特に、人員や財源、専門性に限りがある地域に対しては、府による技術支援、情報共有、広域調整を一層強化すること。

加えて、ツキノワグマについては、ひとたび人の生活圏や観光地周辺に出没すれば、人身被害につながるおそれがあり、農業被害対策とは別に、出没時の初動対応、通報体制、住民・来訪者への注意喚起を含めた危機管理の視点は、山のおもてなし構想や観光振興を進めるうえでも不可欠である。来訪者・府民の安全安心と大阪農業・里山環境の持続性を守る取り組みを強化すること。

5. 人材確保・定着に向けた府内企業支援の強化

府においては、今後、さらなる人口減少や高齢化の進行により、府内企業の人材不足はさらに深刻化することが見込まれる中、業界団体や行政機関と連携した雇用状況の把握、女性・高齢者の就業促進、外国人材の受入促進、OSAKA しごとフィールドによる就職支援、大阪産業局と連携した採用相談、リスキリング支援、労働環境改善に関する相談対応など、一定の取り組みが進められてきているが、今後は、こうした取り組みをさらに発展させ、人を採用する支援にとどまらず、採用した人が働き続けられる支援へと重点を移すべきである。

そのため、府内企業における採用後の定着状況、早期離職の要因、職場環境上の課題について、業種別・職種別・年代別に把握・分析し、特に人材不足が深刻な生活インフラ分野については、重点的な支援を行うこと。

また、採用力に課題を抱える中小企業に対しては、求人票の改善、採用広報、SNS 活用、職場の魅力発信、インターンシップ、職場体験、副業・兼業人材の活用など、実践的な支援を行うこと。あわせて、採用後の定着に向け、労働時間、賃金、ハラスメント防止、柔軟な働き方、育児・介護との両立、キャリア形成など、職場環境改善に向けた伴走支援を強化すること。

さらに、外国人材については、安心して働き続けられるよう持続的な仕組みを構築すること。

6. 持続成長型の都市公園の実現に向けた取り組みの推進

府営公園については、平成 31 年に策定された「大阪府営公園マスタープラン」に基づき、各公園の特色を活かしながら、民間活力の導入による魅力向上が進められてきた。特に、服部緑地、浜寺公園、二色の浜公園においては、令和 5 年度から 20 年間の PMO 型指定管理者制度が導入され、公園の維持管理に加え、施設整備やイベント企画・立案を含めた公園全体の管理運営が進められている。

今後、令和 10 年 4 月からは、大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園の 3 公園においても、20 年間の PMO 型指定管理者制度が新たに導入される予定である。長期の指定管理期間は、民間事業者が将来を見据えた投資を行いやすくする一方、その効果を十分に発揮するためには、指定管理者の創意工夫を引き出す柔軟な運営、得られた収益を公園の魅力向上に再投資する仕組み、さらに長期間にわたり公共サービス水準を確保するための評価・是正の仕組みが重要である。

そのため、先行して PMO 型指定管理を導入している 3 公園における成果と課題を検証するとともに、外部有識者会議等で示された収益還元の率や納付方法の見直し、自動販売機の設置に関する指定管理者への権限付与などの意見も踏まえ、駐車場運営、便益施設の設置、イベント実施、収益還元の仕組み、定期的なモニタリング・評価、サービス水準が確保されない場合の是正措置などについて、令和 8 年度秋頃に予定される正式な公募条件に的確に反映させること。

あわせて、5 年間のソフト充実型指定管理者制度を継続する公園についても、各公園の特性や地域ニーズを踏まえ、指定管理者からさらなる魅力向上に向けた取り組みを積極的に提案させるとともに、民間ノウハウの積極的な活用による利用者サービスの向上や地域団体との連携を進め、20 年指定管理の対象公園とそれ以外の公園との間で魅力向上の取り組みに大きな差が生じることのないよう、府営公園全体として持続的な魅力向上を図ること。

府営公園は、府民の憩いの場であるとともに、観光、健康づくり、子育て、防災、地域活性化など多様な役割を担う都市基盤である。ついては、長期指定管理による民間投資の促進、収益の公園への再投資、指定管理者の柔軟な運営、地域との連携強化、公共サービス水準の確保を一体的に進め、府営公園を「持続成長型の都市公園」としてさらに発展させること。

7. 地籍調査の推進

大阪府における地籍調査の進捗率は全国平均と比べても低い状況にあり、このままでは、今後の都市基盤整備、密集市街地対策、防災・減災、農地管理、所有者不明土地対策などにも支障を及ぼすことが懸念される。地籍調査は、制度上は主に市町村が実施主体となるが、府内市町村では、専門人材の不足などにより、着手や進捗が進みにくい実情があることから、府は広域自治体として、地籍調査を進めるための人材確保に主体的に取り組むべきである。

ついては、土地家屋調査士、測量士、民間事業者、退職技術職員、会計年度任用職員、外部専門人材等を活用した支援体制を構築し、市町村が必要なときに専門人材へアクセスできる仕組みを整えること。

また、小規模自治体や山間部を抱える市町村では、単独で専門人材を確保することが難しいことから、府は、市町村ごとの体制不足を把握した上で、広域的な人材バンクや共同発注、複数市町村による共同実施、専門人材の派遣、府による技術相談窓口の設置など、実務を支える仕組みを具体化すること。

地籍調査の遅れは、市町村だけの問題ではなく、大阪府全体の防災力、都市基盤整備、土地利用、公共事業、森林管理、所有者不明土地対策に関わる課題である。府は、市町村任せにせず、災害リスクの高い山間部、土砂災害警戒区域、密集市街地、公共事業予定地、所有者不明土地が懸念される地域など、優先的に進めるべき地域を市町村と共有し、進捗管理を行うこと。

加えて、国において活用が進められているリモートセンシングデータ、航空レーザー測量、既存測量成果、街区境界調査、所有者等が通知に無反応な場合の手続きなど、新たな制度や技術を積極的に取り入れ、限られた人員でも効率的に進められる調査手法を府内で横展開すること。

８. 食の安定供給について

近年の世界的な食糧安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、令和７年４月から食料供給困難事態対策法が施行し、食料安全保障の重要性が高まっている中、府の取り組みとして生産拡大、地産地消、食品ロス削減等が進められているが、大阪府として食の安定供給にどう主体的に関わるのかを明確にする必要がある。米、小麦、大豆、野菜、畜産物、鶏卵、肥料、農薬、種苗、飼料等について、平時から供給状況の情報収集と分析を進め、異常気象や国際情勢の変化に備えること。

また、府内の食の安全保障の一端を担う中央卸売市場の管理、運営について、今後再整備の議論が再開した場合は、生鮮食品の安定供給の拠点として役割を担えるようさらなる充実を検討すること。

同時に、大阪市中央卸売市場との役割分担や機能連携を整理するとともに、府内市場全体のネットワークを最適化する視点を持つこと。あわせて、副首都大阪として、災害時等の食料の流通確保など、近隣府県の中央卸売市場との広域連携も視野に入れ、関西圏全体の食料供給体制の強靱化につながるよう市場機能の強化に向けたあり方を検討すること。

以　上